

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 2 7 号
発行日 令和 5 年 1 月 4 日
発行所 綾 部 市 役 所

目 次

○ 条 例

- 綾部市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定 (税務課) . . . 1
- 綾部市里山交流研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 (観光交流課) . . . 3
- 綾部市職員の定年等に関する条例の一部改正 (職員課) . . . 5
- 綾部市職員の分限に関する条例の一部改正 (職員課) . . . 15
- 公益的法人等への綾部市職員の派遣等に関する条例の一部改正 (職員課) . . . 16
- 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正 (職員課) . . . 17
- 綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 (職員課) . . . 18
- 綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (職員課) . . . 19
- 綾部市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 (職員課) . . . 20
- 綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

- (職員課) . . . 21
 - 綾部市職員の再任用に関する条例の廃止 (職員課) . . . 22
 - 綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部改正 (職員課) . . . 23
 - 綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正 (職員課) . . . 36
 - 綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正 (職員課) . . . 37
 - 綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 (職員課) . . . 38
 - 綾部市下水道条例の一部改正 (下水道課) . . . 43
 - 綾部市農業集落排水施設条例の一部改正 (下水道課) . . . 44
 - 綾部市特定地域生活排水処理事業条例の一部改正 (下水道課) . . . 45
- ### ○ 規 則
- 綾部市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則の制定 (税務課) . . . 46
 - 綾部市里山交流研修センターの管理及び運営規則の一部改正 (観光交流課) . . . 49
 - 綾部市職員の定年等に関する規則の一部改正 (職員課) . . . 50
 - 綾部市職員の勤務時間、休暇

等に関する規則の一部改正 (職員課)・・・53	・指定居宅介護支援事業者指定 告示 (高齢者支援課)・・・105
・綾部市職員の退職管理に関する規則の一部改正 (職員課)・・・59	・居宅介護支援事業者廃止告示 (高齢者支援課)・・・106
・綾部市一般職職員の給与に関する規則の一部改正 (職員課)・・・60	○訓令甲
・綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正 (職員課)・・・62	・綾部市現業職員給与規程の一部改正 (職員課)・・・107
・綾部市一般職職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正 (職員課)・・・77	・綾部市職員の再任用に関する事務取扱規程の廃止 (職員課)・・・113
・綾部市一般職職員の通勤手当支給規則の一部改正 (職員課)・・・78	○公 告
・綾部市国民健康保険条例施行規則の一部改正 (市民・国保課)・・・81	・公示送達 (税務課)・・・114
○告 示	・公示送達 (税務課)・・・115
・綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示 (市民・国保課)・・・82	・公示送達 (市民・国保課)・・・116
・地域密着型サービス事業者指定告示 (高齢者支援課)・・・83	・門谷池改修工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・117
・令和4年12月綾部市議会定例会で議決を経た予算の要領の公表 (財政課)・・・84	・公共下水道舗装復旧(4-3)工事と公共下水道関連舗装復旧(4-3)工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・127
・綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策応援給付金交付要綱の制定 (高齢者支援課)・・・85	・綾部農業振興地域整備計画の変更及び意見書の提出等について (農政課)・・・138
・令和4年9月末における公営企業会計の業務の状況の公表 (財政課)・・・92	・綾部市職員採用試験の実施について (職員課)・・・140
	・令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務に関する公募型プロポーザルの実施について (学校教育課)・・・151
	・川糸町外(丹波大橋)配水管布設替工事公募型指名競争入

札について		・職員からの苦情相談に関する 規則の一部改正	
	(監理課)・・・168		・・・206
・第二浄水場非常用電源設備更 新工事条件付一般競争入札に ついて		○十倉財産区告示	
	(監理課)・・・179	・綾部市十倉財産区議会招集告 示	・・・207
・綾部市下水道排水設備指定業 者の公表			
	(下水道課)・・・189		
○上下水道事業管理規程			
・綾部市上下水道部就業規程の 一部改正			
	・・・190		
・綾部市企業職員給与規程の一 部改正			
	・・・191		
○教育委員会規則			
・綾部市就学援助規則の一部改 正			
	・・・198		
○教育委員会告示			
・綾部市立小・中学校遠距離通 学費補助金支給要綱の一部改 正			
	・・・199		
・令和4年度第9回(12月) 綾部市教育委員会会議の招集 告示			
	・・・202		
○選挙管理委員会告示			
・綾部市選挙管理委員会委員及 び補充員の異動			
	・・・203		
・綾部市選挙管理委員会委員長 の就任			
	・・・204		
・綾部市選挙管理委員会委員長 職務代理者の指定			
	・・・205		
○公平委員会規則			

綾部市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第29号

綾部市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって綾部市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 市長は、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。

- (1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては、1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）
- (2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

(課税免除の期間)

第3条 前条の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった最初の年度以降3年度とする。

(課税免除の申請)

第4条 第2条の規定の適用を受けようとする者は、課税免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日(以下「申請期限」という。)までに規則で定める様式により、市長に課税免除の申請をしなければならない。ただし、課税免除の対象となる場合であって、申請期限までに申請ができなかったことについてやむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(申請事項の変更等)

第5条 第2条の規定の申告により課税免除の適用を受けた者は、前条の申請書の記載事項に変更があった場合又は事業を休止し、若しくは廃止した場合は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(課税免除の取消し)

第6条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為によって第2条の規定の申告により課税免除の適用を受けた者については、当該課税免除の全部又は一部を取り消すものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

綾部市里山交流研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年１２月１９日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第３０号

綾部市里山交流研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市里山交流研修センターの設置及び管理に関する条例（平成１２年綾部市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「活用し」の次に「、都市農村交流による関係人口の拡大」を加える。

第３条中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

（４）ワークスペースの提供

別表を次のように改める。

別表（第６条関係）

セ ン タ ー 使 用 料

１ 各室使用料

時間 使用区分		(午前半日)	(午後半日)	(昼間１日)	(夜間半日)	(全 日)
		午前９時 ～午後１時	午後１時 ～午後５時	午前９時 ～午後５時	午後５時 ～午後１０時	午前９時 ～午後１０時
里 山 交 流 館	体験室（大）	円 900	円 900	円 1,800	円 900	円 2,700
	体験室（小）	500	500	1,000	500	1,500
	アトリエ	500	500	1,000	500	1,500
	コワーキング ス ペ ー ス （１人につき）	400	400	800	400	1,200
幸 喜 山 荘	研 修 室	700	700	1,400	700	2,100

条 例

森もりホール	交 流 室		5 0 0	5 0 0	1, 0 0 0	5 0 0	1, 5 0 0
	多 目 的 ホ ー ル	全 面 使 用	2, 0 0 0	2, 0 0 0	4, 0 0 0	2, 0 0 0	6, 0 0 0
		2 分 の 1 使 用	1, 0 0 0	1, 0 0 0	2, 0 0 0	1, 0 0 0	3, 0 0 0
		4 分 の 1 使 用	5 0 0	5 0 0	1, 0 0 0	5 0 0	1, 5 0 0

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2分の1の額を加算する。ただし、コーキングスペースを除く。

2 宿泊料（1人1泊当たり）

施設名	里山交流館
一 般 (18歳以上)	円 3, 8 5 0
高 校 生 以 下	3, 0 8 0
小 学 生 以 下	2, 3 1 0
3 歳 以 下	無 料

3 附属施設使用料

時間	(前 half 日)	(後 half 日)	(1 日)
使用区分	午前9時 ～午後3時	午後3時 ～午後9時	午前9時 ～午後9時
バーベキューサイト (1区画)	1, 1 0 0 円	1, 1 0 0 円	2, 2 0 0 円

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

綾部市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第31号

綾部市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市職員の定年等に関する条例（昭和59年綾部市条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌

日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に、「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 綾部市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年綾部市条例第6号）第7条の2第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職
- (2) 綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年綾部市条例第22号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1

号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの期間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない範囲内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認められるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職

員が占める管理監督職に係る異動期間の末日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

- 第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（雑則）

条 例

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年延長に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の綾部市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の綾部市職員の定年等に関する条例（以

下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、

次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる場合を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる場合を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。以下次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の

職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 第2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1）施行日以後に新たに設置された職

（2）施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1）施行日以後新たに設置された短時間勤務の職

（2）施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

（1）基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

（2）基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60歳以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

綾部市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第32号

綾部市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

綾部市職員の分限に関する条例（昭和28年綾部市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条中「綾部市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年綾部市条例第6号）第3条第1項に規定する給料表」を「同一の給料表（綾部市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年綾部市条例第6号）第3条第1項に規定する給料表をいう。以下同じ。）」に、「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。）とする」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「任命権者は」の次に「、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合のほか」を加え、「該当する場合において」を「該当し」に、「ときは」を「場合は」に、「降格することができる」を「降格するものとする」に改める。

附則に次の3項を加える。

- 3 綾部市一般職職員の給与に関する条例附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第4条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに綾部市一般職職員の給与に関する条例附則第12項の規定による降給とする」とする。
- 4 第7条第2項の規定は、綾部市一般職職員の給与に関する条例附則第12項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。
- 5 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

公益的法人等への綾部市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第33号

公益的法人等への綾部市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への綾部市職員の派遣等に関する条例（平成14年綾部市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）綾部市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第11条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）綾部市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 綾部市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年綾部市条例31号）附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、綾部市職員の定年等に関する条例（昭和59年綾部市条例第6号）第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第34号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年綾部市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（減給の効果）

第4条 減給は、1日以上6月以内の期間、その発令の日に受ける給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第95号）第14条に規定する基本報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第35号

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年綾部市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法第28条の5第1項」を「法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第12条第1項第1号の規定中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第36号

綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例（平成4年綾部市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）綾部市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第10条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第37号

綾部市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

綾部市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年綾部市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第38号

綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年綾部市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第5条の3、第6条の2及び第15条の規定は、適用しない。

綾部市職員の再任用に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第39号

綾部市職員の再任用に関する条例を廃止する条例

綾部市職員の再任用に関する条例（平成14年綾部市条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第40号

綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 綾部市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年綾部市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第19条の7第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

条 例

別表第1

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100

条 例

	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
再任 用職 員以 外の 職員	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600	381,300				
95		295,200	343,100	381,600				
96		295,600	343,500	381,900				
97		295,800	343,700	382,200				
98		296,100	344,100	382,500				
99		296,500	344,500	382,800				
100		296,900	344,800	383,100				

条 例

	101		297, 100	345, 100	383, 400			
	102		297, 400	345, 500				
	103		297, 800	345, 900				
	104		298, 100	346, 300				
	105		298, 300	346, 800				
	106		298, 600	347, 200				
	107		299, 000	347, 600				
	108		299, 300	348, 000				
	109		299, 500	348, 500				
	110		299, 900	348, 900				
	111		300, 300	349, 200				
	112		300, 600	349, 500				
	113		300, 800	350, 000				
	114		301, 000					
	115		301, 300					
	116		301, 700					
	117		301, 900					
	118		302, 100					
	119		302, 400					
	120		302, 700					
	121		303, 100					
	122		303, 300					
	123		303, 600					
	124		303, 900					
	125		304, 200					
再任用職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800

備考 この表は、教育職給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第2

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	164,400	180,200	296,000
	2	165,900	182,300	298,600
	3	167,400	184,400	301,400
	4	168,900	186,600	303,800
	5	170,500	188,600	306,300
	6	172,400	190,600	308,400
	7	174,200	192,700	310,700
	8	176,000	194,800	312,800
	9	177,700	197,000	314,900
	10	179,800	199,600	317,200
	11	181,800	202,200	319,600
	12	183,700	204,800	322,100
	13	185,600	207,400	324,500
	14	187,700	209,100	326,400
	15	189,800	210,700	328,300
	16	191,900	212,400	330,400
	17	194,100	214,200	332,200
	18	196,400	215,800	334,400
	19	198,900	217,500	336,500
	20	201,200	219,100	338,500
	21	203,600	220,900	340,600
	22	205,200	222,800	342,400
	23	206,900	224,700	344,200
	24	208,600	226,600	345,800
	25	210,100	228,100	347,500
	26	211,500	230,100	349,300
	27	213,100	232,100	351,200
	28	214,600	234,100	353,100
	29	216,300	235,900	354,900
	30	218,000	238,600	356,700
	31	219,700	241,300	358,400
	32	221,400	244,000	360,300
	33	222,700	246,600	361,600
	34	224,400	249,400	363,300
	35	226,100	252,000	364,800
	36	227,700	254,700	366,600
	37	229,100	257,000	368,500
	38	230,800	259,400	370,000
	39	232,500	261,900	371,300
	40	234,200	264,100	372,900

条 例

	41	235,800	266,600	374,000
	42	237,500	268,900	375,400
	43	239,100	271,100	376,800
	44	240,700	273,200	378,300
	45	242,300	275,300	379,700
	46	243,800	277,500	381,300
	47	245,100	279,600	382,900
	48	246,400	281,500	384,400
	49	247,500	283,800	385,800
	50	248,800	285,500	387,300
	51	250,200	287,400	388,800
	52	251,300	289,200	390,200
	53	252,400	290,600	391,400
	54	253,800	292,700	392,700
	55	254,800	294,700	393,800
	56	255,800	296,900	394,900
	57	257,000	298,900	396,300
	58	258,000	301,300	397,500
	59	259,100	303,500	398,700
	60	260,100	306,100	400,000
	61	261,300	308,300	401,200
	62	262,000	310,700	402,200
	63	262,900	313,000	403,600
	64	263,500	315,200	404,900
	65	264,500	317,300	406,100
	66	265,900	319,100	407,200
	67	267,000	320,700	408,400
	68	268,300	322,300	409,500
	69	269,800	324,200	410,500
	70	271,300	326,300	411,700
	71	272,600	328,400	412,900
	72	274,000	330,400	414,100
再任 用職 員以 外の 職員	73	274,800	332,500	414,700
	74	275,800	334,600	415,500
	75	277,000	336,800	416,200
	76	278,000	339,000	416,700
	77	279,200	340,700	417,000
	78	280,200	342,600	417,400
	79	281,400	344,300	417,800
	80	282,300	346,100	418,200
	81	283,500	347,900	418,500
	82	284,300	349,700	418,900
	83	285,300	351,100	419,300
	84	286,300	352,900	419,600

条 例

85	287,200	354,100	419,900
86	288,100	355,700	420,300
87	288,800	357,200	420,700
88	289,800	358,700	421,000
89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900	
95	295,100	368,200	
96	295,900	369,400	
97	296,700	370,400	
98	297,500	371,400	
99	298,300	372,400	
100	299,000	373,400	
101	299,900	374,300	
102	300,400	375,300	
103	300,900	376,300	
104	301,400	377,300	
105	301,600	378,100	
106	302,000	379,000	
107	302,300	379,900	
108	302,500	380,900	
109	302,700	381,700	
110	302,900	382,700	
111	303,200	383,700	
112	303,500	384,700	
113	303,700	385,300	
114	303,900	386,200	
115	304,100	387,100	
116	304,400	388,000	
117	304,700	388,800	
118	305,000	389,500	
119	305,300	390,300	
120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500	
123	306,200	393,200	
124	306,500	393,900	
125	306,800	394,500	
126		395,200	
127		395,700	
128		396,300	

条 例

	129		397,000	
	130		397,600	
	131		398,100	
	132		398,600	
	133		398,900	
	134		399,200	
	135		399,500	
	136		399,800	
	137		400,100	
	138		400,400	
	139		400,700	
	140		401,000	
	141		401,300	
	142		401,600	
	143		401,900	
	144		402,200	
	145		402,400	
	146		402,700	
	147		403,000	
	148		403,200	
	149		403,400	
	150		403,700	
	151		404,000	
	152		404,200	
	153		404,400	
	154		404,700	
	155		405,000	
	156		405,200	
	157		405,400	
再任用職員		225,200	271,100	324,400

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭及び助教諭に適用する。

第2条 綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」を「昭和25年法律第261号。以下「法」という。」に、「同法」を「法」に改める。

第1条の2第1項中「控除する場合」の次に「及び次条第2項に規定する場合」を加え、同項第3号中「組合費」の次に「その他の徴収金」を加え、同項に次の各号を加える。

(5) 部課長会の会費

(6) 京都府市町村職員共済組合の積立金及び貸付金の返済金

(7) 前各号に掲げるもののほか、職員が給与からの控除を申し出たもので、市長が適当と認めたもの

第4条第3項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 60歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する第3項の規定による昇給は、前2項の規定にかかわらず、第3項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第4条の2を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第4条の2 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の3中「その者」を「当該職員」に改める。

第7条の2を次のように改める。

(管理職手当)

第7条の2 管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するものについては、その職務の特殊性に基づき管理職手当を支給する。

2 管理職手当の月額は、前項に規定する職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25の範囲内で規則で定める。

第8条中「以て」を「もつて」に改める。

第12条第2項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、1か月当たりの通勤回数を考慮してその額の範囲内において規則で定める額）」を加え、同項第1号本文中「算出したその者」を「算出した当該職員」に、「運賃相当額」を「この項において「運賃相当額」」に改め、同号ただし書中「1箇月当たりの運賃相当額」を「この号及び第3号において「1か月当たりの運賃相当額」」に、「その者が」を「当該職員が」に、「1箇月」を「1か月」に、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中ただし書を削り、同項第3号中「1箇月」

を「1か月」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第5項中「箇月」を「か月」に改める。

第14条中「者」を「職員」に改める。

第15条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「1箇月」を「1か月」に改め、「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第4項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第7項中「1箇月」を「1か月」に改める。

第19条の4第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条の5中「地方公務員法」を「法」に改める。

第19条の7第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

第21条中「地方公務員法」を「法」に改める。

第24条を次のように改める。

（臨時的任用職員に対する給与）

第24条 臨時的任用職員（以下「臨時職員」という。）の給与については、任命権者が他の職員の給与との権衡を考慮して予算の範囲内で支給する。

第25条見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第9条」を「第4条、第9条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日（附則第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第2項、第4項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1）臨時職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

（2）法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

（3）法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員

14 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該

条 例

他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第16項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 15 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 17 附則第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第12項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 18 附則第12項から前項までに定めるもののほか、附則第12項の規定による給料月額、附則第14項の規定による給料その他附則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職

員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	225,200	271,100	324,400

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の綾部市一般職職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和4年4月1日から、第1条改正後給与条例第19条の7第2項の規定は令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の綾部市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

第3条 第2条の規定による改正後の綾部市一般職職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第12項から第18項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第4条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び第4項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。
 - 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第19条の4第3項の規定を適用する。
 - 5 新給与条例第19条の7第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
 - 6 第4条、第9条から第11条まで、第11条の3、第13条及び第19条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
 - 7 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。
（その他の経過措置の規則への委任）
- 第5条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第41号

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 綾部市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和32年綾部市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の綾部市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。
（その他）
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第42号

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和27年綾部市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第43号

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年綾部市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「他の条例に規定する場合のほか」を「法律で定めるもの又は会計年度任用職員が給与からの控除を申し出たもので市長が適当と認めたものを控除する場合を除き」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

給 料 表

職務 の級	1 級		2 級	
	号給	給料月額	号給	給料月額
		円		円
	1	150,100		198,500
	2	151,200		200,300
	3	152,400		202,100
	4	153,500		203,900
	5	154,600		205,400
	6	155,700		207,200
	7	156,800		209,000
	8	157,900		210,800
	9	158,900		212,400
	10	160,300		214,200
	11	161,600		216,000
	12	162,900		217,800
	13	164,100		219,200
	14	165,600		221,000
	15	167,100		222,700
	16	168,700		224,500
	17	169,800		226,100
	18	171,200		227,800
	19	172,600		229,400
	20	174,000		230,900
	21	175,300		232,200
	22	177,800		233,800
	23	180,300		235,400
	24	182,800		236,900
	25	185,200		237,900
	26	186,900		239,400
	27	188,500		240,700
	28	190,200		241,900
	29	191,700		243,100
	30	193,400		244,100
	31	195,200		245,100
	32	196,900		246,100
	33	198,500		247,200
	34	199,900		248,100
	35	201,400		249,000
	36	202,900		250,000
	37	204,200		250,900
	38	205,500		252,200
	39	206,700		253,400
	40	208,000		254,700

条 例

41	209,300	256,000
42	210,600	257,400
43	211,900	258,600
44	213,200	259,800
45	214,300	260,900
46	215,600	262,100
47	216,900	263,400
48	218,200	264,500
49	219,200	265,600
50	220,300	266,600
51	221,300	267,800
52	222,300	268,900
53	223,300	269,900
54	224,200	270,900
55	225,100	272,000
56	226,000	273,100
57	226,300	274,000
58	227,100	275,000
59	227,800	275,900
60	228,500	277,000
61	229,200	278,100
62	230,000	279,100
63	230,700	280,000
64	231,300	281,000
65	231,900	281,500
66	232,500	282,400
67	233,100	283,100
68	233,800	284,000
69	234,500	285,000
70	235,100	285,800
71	235,600	286,600
72	236,300	287,400
73	237,000	288,200
74	237,600	288,700
75	238,200	289,100
76	238,700	289,600
77	239,300	289,800
78	240,000	290,100
79	240,700	290,300
80	241,200	290,700
81	241,700	290,900
82	242,300	291,100
83	242,900	291,500
84	243,400	291,800

条 例

85	243, 900	292, 100
86	244, 500	292, 400
87	245, 100	292, 700
88	245, 600	293, 100
89	246, 100	293, 400
90	246, 600	293, 800
91	246, 900	294, 100
92	247, 300	294, 500
93	247, 600	294, 700
94		294, 900
95		295, 200
96		295, 600
97		295, 800
98		296, 100
99		296, 500
100		296, 900
101		297, 100
102		297, 400
103		297, 800
104		298, 100
105		298, 300
106		298, 600
107		299, 000
108		299, 300
109		299, 500
110		299, 900
111		300, 300
112		300, 600
113		300, 800
114		301, 000
115		301, 300
116		301, 700
117		301, 900
118		302, 100
119		302, 400
120		302, 700
121		303, 100
122		303, 300
123		303, 600
124		303, 900
125		304, 200

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

条 例

綾部市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第44号

綾部市下水道条例の一部を改正する条例

綾部市下水道条例（平成6年綾部市条例第20号）の一部を次のように改正する。
第20条第1項の表を次のように改める。

（1使用期当たり）

基本料金 金額	従量料金（排除汚水量1立方メートルにつき）	
	排除汚水量	金額
2,400円	1～20立方メートル	48円
	21～40立方メートル	132円
	41～200立方メートル	240円
	201～500立方メートル	312円
	501立方メートル以上	336円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の使用に係る使用料及び同日前から継続している公共下水道の使用に係る使用料で令和5年6月請求分までのものについては、なお従前の例による。

条 例

綾部市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第45号

綾部市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

綾部市農業集落排水施設条例（平成7年綾部市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項の表を次のように改める。

（1使用期当たり）

基本料金 金額	従量料金（排除汚水量1立方メートルにつき）	
	排除汚水量	金額
2,400円	1～20立方メートル	48円
	21～40立方メートル	132円
	41～200立方メートル	240円
	201～500立方メートル	312円
	501立方メートル以上	336円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の使用に係る使用料及び同日前から継続している農業集落排水施設の使用に係る使用料で令和5年6月請求分までのものについては、なお従前の例による。

綾部市特定地域生活排水処理事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第46号

綾部市特定地域生活排水処理事業条例の一部を改正する条例

綾部市特定地域生活排水処理事業条例（平成14年綾部市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項の表を次のように改める。

（1使用期当たり）

基本料金	従量料金（排除汚水量1立方メートルにつき）	
金額	排除汚水量	金額
2,400円	1～20立方メートル	48円
	21～40立方メートル	132円
	41～200立方メートル	240円
	201～500立方メートル	312円
	501立方メートル以上	336円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の使用に係る使用料及び同日前から継続している浄化槽の使用に係る使用料で令和5年6月請求分までのものについては、なお従前の例による。

綾部市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第44号

綾部市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、綾部市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和4年綾部市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等)

第2条 条例第4条に規定する申請書は、過疎地域における固定資産税の課税免除申請書（様式第1号）とし、当該申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第2条の規定の適用を受けようとする事業所全体の見取図
- (2) 事業概要を明らかにする書類
- (3) 土地取得年月日の確認できる書類
- (4) 法人税法（昭和40年法律第34号）又は所得税法（昭和40年法律第33号）の規定による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第3条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、条例第2条の規定による課税免除の決定をしたときは、過疎地域における固定資産税の課税免除通知書（様式第2号）により課税免除をする税額等を通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

納税義務者 住所又は所在地 氏名又は名称 様	第 号 年 月 日		
綾部市長 印			
<p>過疎地域における固定資産税の課税免除通知書</p>			
年 月 日付けの申請に係る課税免除をする税額等について、綾部市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第 3 条の規定により、次のとおり通知します。			
年度又は事業年度	納付すべき税額	課税免除をする税額	差引納付すべき税額
	円	円	円
備 考			

(教示)

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

規 則

綾部市里山交流研修センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第45号

綾部市里山交流研修センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市里山交流研修センターの管理及び運営規則（平成12年綾部市規則第31号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中

「

使用の場所	里山交流館	・研修室（ <input type="checkbox"/> ）	・体験室			
	幸喜山荘	・和室1	・和室2	・和室3	・和室4	・研修室
	森もりホール	・交流室	・多目的ホール（ <input type="checkbox"/> ）			
	附属施設	・バーベキューサイト（ <input type="checkbox"/> ）				
（該当箇所を○で囲む）						

を

」

「

使用の場所	里山交流館	・体験室（大）	・体験室（小）	・アトリエ
		・コワーキングスペース（ <input type="checkbox"/> ）		
	幸喜山荘	・研修室		
	森もりホール	・交流室	・多目的ホール（ <input type="checkbox"/> ）	
附属施設	・バーベキューサイト（ <input type="checkbox"/> ）			
（該当箇所を○で囲む）				

に、

」

附 則

この規則は、綾部市里山交流研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和4年綾部市条例第30号）の施行の日から施行する。

綾部市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第46号

綾部市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

綾部市職員の定年等に関する規則（平成29年綾部市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第5項の規定により、勤務延長（条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）に係る手続きに関し、必要な事項」を「の規定に基づき、職員の定年の実施に関し必要な事項」に改める。

第5条に次の2号を加える。

（6）条例第9条の規定により異動期間を延長する場合

（7）条例第9条の規定により延長した異動期間の期限を繰り上げる場合

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（定年前再任用短時間勤務職員の選考に用いる情報）

第7条 条例第12条及び第13条第1項に規定する規則で定める情報は、定年前再任用短時間勤務職員に採用（条例第12条又は第13条第1項の規定により短時間勤務の職に採用することをいう。）されることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

（1）能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

（2）定年前再任用短時間勤務を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他職の職務遂行上必要な事項として任命権者が定めるもの

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 条例第4条第2項の規定による期限の延長に関するこの規則の規定は、綾部市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年綾部市条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第2条第1項の規定による期限の延長について準用する。

（令和4年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職及び職員）

第3条 令和4年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に

設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（同項に規定する新条例定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、令和4年改正条例による改正前の綾部市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が条例第3条に規定する定年である職に限る。）とする。

（1）基準日以後に新たに設置された職

（2）基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和4年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

（令和4年改正条例附則第10条の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）

第4条 令和4年改正条例附則第10条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（令和4年改正条例による改正後の綾部市職員の定年等に関する条例第12条に規定する短時間勤務の職（以下この条において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条例第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が同条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

（1）基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

（2）基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和4年改正条例附則第10条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

3 令和4年改正条例附則第10条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

（暫定再任用職員の選考に用いる情報）

第5条 令和4年改正条例附則第3条から第6条までに規定する規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

（1）能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

（2）暫定再任用（令和4年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくはは

第2項の規定により採用することをいう。以下この号において同じ。)を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他職の職務遂行上必要な事項として任命権者が定めるもの

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第47号

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年綾部市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（時間外勤務を命ずる際の考慮）

第7条 任命権者は、職員に時間外勤務（条例第8条第1項の規定により命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 任命権者は、条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に時間外勤務を命ずる場合には、定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

第7条の2第1項中「（条例第8条の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）」を削る。

第9条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員の勤務時間」を「定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間」に改め、同条第2項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員（法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定より採用された職員をいう。第4項において同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第8項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条中「年次休暇届（様式第2号）又は総務事務システムにより」を削り、「その勤務しなかった日から3日以内に、その事由を付して」を「事後できるだけ速やかに」に改める。

第11条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、

同条第3項中「第5項」を「第6項」に改める。

第13条第1項中「第2項」を「第3項」に改め、「療養休暇・特別休暇申請書（様式第3号）又は総務事務システムにより」を削り、「任命権者に提出し、承認を受けなければならない」を「任命権者の承認を受けなければならない」に、「その勤務しなかった日から3日以内にその事由を付して任命権者に提出し、承認を受けなければならない」を「事後において承認を求めることができる」に改め、同条第2項中「規定に基づき療養休暇」の次に「の承認」を加え、「療養休暇申請書に医師の診断書を添えて行うものとする」を「医師の診断書その他病状を確認できる資料を任命権者に提出しなければならない」に改め、同条第4項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第5項中「様式第3号の2」を「様式第1号」に改める。

第14条第3項中「様式第4号」を「様式第2号」に改める。

第15条第1項中「、介護時間申請書（様式第5号）又は総務事務システムにより」を「又は介護時間申請書（様式第3号）を」に改める。

第16条中「第7条の2」を「第7条の3」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第 1 号（第 1 3 条関係）

要介護者の状態等申出書	
（ 年 月 日提出）	
（任命権者）	様
	所 属 氏 名
1 要介護者に関する事項	
（1）氏名	
（2）職員との続柄	
（3）職員との同居又は別居の別	
<input type="checkbox"/> 同 居 <input type="checkbox"/> 別 居	
（4）介護が必要となった時期	
年 月 日	
2 要介護者の状態	
3 備考	
注 1 「1（4）介護が必要となった時期」については、その時期が請求を行うときから相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。	
2 「2 要介護者の状態」には、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるように、具体的に記入する。	

様式第2号（第14条、第15条関係）

介 護 休 暇 申 請 書

年 月 日

（任命権者）

様

所 属
氏 名

要介護者に関する事項	氏 名						
	続 柄						
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居					
	介護が必要となった時期 年 月 日						
要介護者の状態及び具体的な介護の内容							
指定期間の申出	<input type="checkbox"/> 第1回 <input type="checkbox"/> 第2回 <input type="checkbox"/> 第3回	申出の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
指定期間の延長・短縮	<input type="checkbox"/> 第1回 <input type="checkbox"/> 第2回 <input type="checkbox"/> 第3回	延長・ 短縮後 の末日	(年 月 日から) 年 月 日まで				
申請する 期間及び時間	期 間		年 月 日から 年 月 日まで		<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	時 間		時 分～ 時 分 時 分～ 時 分				
備 考							

様式第3号（第15条関係）

介 護 時 間 申 請 書

年 月 日

（任命権者）

様

所 属
氏 名

要介護者に関する事項	氏 名						
	続 柄						
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居					
	介護が必要となった時期 <p style="text-align: right;">年 月 日</p>						
連続する3年の期間	年 月 日から 年 月 日まで						
要介護者の状態及び具体的な介護の内容							
申請する期間及び時間	期 間	年 月 日から 年 月 日まで				<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	時 間	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分					
備 考							

様式第 3 号の 2 から様式第 5 号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）であつて、同法による改正後の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、同条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定を適用する。
- 3 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第 9 条第 2 項第 2 号、第 4 項及び第 6 項並びに第 1 1 条第 2 項の規定を適用する。

綾部市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第48号

綾部市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

綾部市職員の退職管理に関する規則（平成28年綾部市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の第10条第2号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第22条の4第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」とする。

第3条 この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における改正後の第10条の規定の適用については、なお従前の例による。

綾部市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山崎 善也

綾部市規則第49号

綾部市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の給与に関する規則（昭和36年綾部市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「届け出を受理」を「届出を受理」に、「または」を「又は」に改め、「及び扶養親族証明書（第1号様式）」を削り、「届け出の事実」を「届出の事実」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「または」を「又は」に改め、同項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同項を第3項とする。

第6条第2項第1号ウ中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同項第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条の1第4号中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条の2第1号中「または」を「又は」に改め、第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条の4中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第4項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 条例附則第12項又は第13項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなつた場合には、任命権者の定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

第1号様式を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規

定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）であって、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の綾部市一般職職員の給与に関する規則の規定を適用する。

- 3 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第12条第4項の規定を適用する。

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第50号

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和33年綾部市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）降号とは、職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。

第4条第1項中「新たに職員となつた者が第9条第1項に規定する特定職員であるときは」を「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては」に改める。

第6条を次のように改める。

（降格）

第6条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、その職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

第6条の次に次の1条を加える。

（降格の場合の号給）

第6条の2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給の区分に対応する別表第3の2に定める降格時号給対応表の号給欄に定める号給とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第7条中「第12条」を「第11条」に改める。

第8条中「第12条」を「第11条」に、「第9条及び第10条」を「次条」に改める。

第9条を次のように改める。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第9条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、市長の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 S
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 A
- (3) 勤務成績が良好である職員 B
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 C
- (5) 勤務成績が良好でない職員 D

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 市長の定める事由以外の事由によつて昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。)

C

- (2) 市長の定める事由以外の事由によつて基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 D

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(S及びAの昇給区分を除く。)に決定することができる。

4 条例第4条第3項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第4に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

5 前年の昇給日後に新たに職員となつた者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(市長の定める職員にあつては、市長の定める号給数)とする。

6 前2項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

7 第4項又は第5項の規定による昇給の号給数が、昇給日に当該職員が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日に当該職員が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第4項及び第

規 則

5項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(降号)

第13条 職員を降号させた場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあつては、当該最低の号給）とする。

第15条を次のように改める。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別表第3のイの表を次のように改める。

イ 教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	1
15	7	1
16	8	1
17	9	1
18	10	1
19	11	1
20	12	1
21	13	1
22	14	1
23	15	1
24	16	1

規 則

2 5	1 7	1
2 6	1 8	1
2 7	1 9	1
2 8	2 0	1
2 9	2 1	1
3 0	2 2	1
3 1	2 3	1
3 2	2 4	1
3 3	2 5	1
3 4	2 6	1
3 5	2 7	1
3 6	2 8	1
3 7	2 9	1
3 8	3 0	1
3 9	3 1	1
4 0	3 2	1
4 1	3 3	1
4 2	3 4	1
4 3	3 5	1
4 4	3 6	1
4 5	3 7	1
4 6	3 8	2
4 7	3 9	3
4 8	4 0	4
4 9	4 1	5
5 0	4 1	6
5 1	4 2	7
5 2	4 2	8
5 3	4 3	9
5 4	4 3	1 0
5 5	4 4	1 1
5 6	4 4	1 2
5 7	4 5	1 3
5 8	4 5	1 4
5 9	4 5	1 5
6 0	4 6	1 6
6 1	4 6	1 7
6 2	4 6	1 8

規 則

6 3	4 7	1 9
6 4	4 7	2 0
6 5	4 7	2 1
6 6	4 8	2 2
6 7	4 8	2 3
6 8	4 8	2 4
6 9	4 9	2 5
7 0	5 0	2 6
7 1	5 1	2 7
7 2	5 2	2 8
7 3	5 3	2 9
7 4	5 3	3 0
7 5	5 4	3 1
7 6	5 4	3 2
7 7	5 5	3 3
7 8	5 5	3 4
7 9	5 6	3 5
8 0	5 6	3 6
8 1	5 7	3 7
8 2	5 7	3 8
8 3	5 8	3 9
8 4	5 8	4 0
8 5	5 9	4 1
8 6	5 9	4 2
8 7	6 0	4 3
8 8	6 0	4 4
8 9	6 1	4 5
9 0	6 1	4 6
9 1	6 1	4 7
9 2	6 2	4 8
9 3	6 2	4 9
9 4	6 2	5 0
9 5	6 3	5 1
9 6	6 3	5 2
9 7	6 3	5 3
9 8	6 4	5 4
9 9	6 4	5 5
1 0 0	6 4	5 6

規 則

1 0 1	6 5	5 7
1 0 2	6 5	5 8
1 0 3	6 5	5 9
1 0 4	6 5	6 0
1 0 5	6 5	6 1
1 0 6	6 5	6 2
1 0 7	6 5	6 3
1 0 8	6 6	6 4
1 0 9	6 6	6 5
1 1 0	6 6	6 6
1 1 1	6 6	6 7
1 1 2	6 6	6 8
1 1 3	6 6	6 9
1 1 4	6 6	6 9
1 1 5	6 7	7 0
1 1 6	6 7	7 0
1 1 7	6 7	7 1
1 1 8	6 7	7 1
1 1 9	6 7	7 2
1 2 0	6 7	7 2
1 2 1	6 7	7 3
1 2 2	6 8	7 3
1 2 3	6 8	7 4
1 2 4	6 8	7 4
1 2 5	6 8	7 5
1 2 6		7 5
1 2 7		7 6
1 2 8		7 6
1 2 9		7 7
1 3 0		7 7
1 3 1		7 8
1 3 2		7 8
1 3 3		7 8
1 3 4		7 8
1 3 5		7 9
1 3 6		7 9
1 3 7		7 9
1 3 8		7 9

規 則

1 3 9		8 0
1 4 0		8 0
1 4 1		8 0
1 4 2		8 0
1 4 3		8 0
1 4 4		8 0
1 4 5		8 0
1 4 6		8 0
1 4 7		8 0
1 4 8		8 0
1 4 9		8 0
1 5 0		8 0
1 5 1		8 0
1 5 2		8 0
1 5 3		8 0
1 5 4		8 1
1 5 5		8 1
1 5 6		8 1
1 5 7		8 1

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3 の 2

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3 3	1 7	1 7	9	9	1 3
2	3 3	1 8	1 8	1 0	1 0	1 4
3	3 3	1 9	1 9	1 1	1 1	1 5
4	3 4	2 0	2 0	1 2	1 2	1 6
5	3 5	2 1	2 1	1 3	1 3	1 7
6	3 6	2 2	2 2	1 4	1 4	1 8
7	3 7	2 3	2 3	1 5	1 5	1 9
8	3 9	2 4	2 4	1 6	1 6	2 0
9	4 0	2 5	2 5	1 7	1 7	2 1
1 0	4 2	2 6	2 6	1 8	1 8	2 2
1 1	4 3	2 7	2 7	1 9	1 9	2 3
1 2	4 4	2 8	2 8	2 0	2 0	2 4
1 3	4 5	2 9	2 9	2 1	2 1	2 5

規 則

1 4	4 6	3 0	3 0	2 2	2 2	2 6
1 5	4 7	3 1	3 1	2 3	2 3	2 7
1 6	4 8	3 2	3 2	2 4	2 4	2 8
1 7	4 9	3 3	3 3	2 5	2 5	2 9
1 8	5 0	3 4	3 4	2 6	2 6	3 0
1 9	5 1	3 5	3 5	2 7	2 7	3 1
2 0	5 2	3 6	3 6	2 8	2 8	3 2
2 1	5 3	3 7	3 7	2 9	2 9	3 4
2 2	5 4	3 8	3 8	3 0	3 0	3 6
2 3	5 5	3 9	3 9	3 1	3 1	3 8
2 4	5 6	4 0	4 0	3 2	3 2	4 0
2 5	5 8	4 1	4 1	3 3	3 3	4 2
2 6	6 0	4 2	4 2	3 4	3 4	4 4
2 7	6 2	4 3	4 3	3 5	3 5	4 6
2 8	6 4	4 4	4 4	3 6	3 6	4 8
2 9	6 6	4 5	4 5	3 7	3 7	5 2
3 0	6 8	4 6	4 6	3 8	3 8	5 6
3 1	7 0	4 7	4 7	3 9	3 9	6 7
3 2	7 2	4 8	4 8	4 0	4 0	8 0
3 3	7 4	4 9	4 9	4 1	4 1	8 2
3 4	7 6	5 0	5 0	4 2	4 2	8 4
3 5	7 8	5 1	5 1	4 3	4 3	8 5
3 6	8 0	5 2	5 2	4 4	4 4	8 5
3 7	8 2	5 3	5 3	4 5	4 5	8 5
3 8	8 4	5 4	5 4	4 6	4 6	8 5
3 9	8 6	5 5	5 5	4 7	4 7	8 5
4 0	8 8	5 6	5 6	4 8	4 8	8 5
4 1	9 0	5 8	5 7	4 9	5 0	8 5
4 2	9 2	6 0	5 8	5 0	5 2	8 5
4 3	9 3	6 2	5 9	5 1	5 4	8 5
4 4	9 3	6 4	6 0	5 2	5 6	8 5
4 5	9 3	6 6	6 3	5 3	5 8	8 5
4 6	9 3	6 8	6 6	5 4	6 0	8 5
4 7	9 3	7 0	6 9	5 5	6 2	8 5
4 8	9 3	7 2	7 2	5 6	6 4	8 5
4 9	9 3	7 6	7 5	5 7	6 6	8 5
5 0	9 3	8 0	7 8	5 8	7 6	8 5
5 1	9 3	8 4	8 1	5 9	8 8	8 5

規 則

5 2	9 3	8 8	8 4	6 0	9 2	8 5
5 3	9 3	9 3	8 8	6 1	9 3	8 5
5 4	9 3	9 8	9 2	6 2	9 3	8 5
5 5	9 3	1 0 3	9 7	6 3	9 3	8 5
5 6	9 3	1 0 9	1 0 2	6 4	9 3	8 5
5 7	9 3	1 1 5	1 0 7	6 5	9 3	8 5
5 8	9 3	1 2 1	1 1 2	6 6	9 3	8 5
5 9	9 3	1 2 5	1 1 3	6 7	9 3	8 5
6 0	9 3	1 2 5	1 1 3	6 8	9 3	8 5
6 1	9 3	1 2 5	1 1 3	6 9	9 3	8 5
6 2	9 3	1 2 5	1 1 3	7 0	9 3	
6 3	9 3	1 2 5	1 1 3	7 1	9 3	
6 4	9 3	1 2 5	1 1 3	7 2	9 3	
6 5	9 3	1 2 5	1 1 3	7 3	9 3	
6 6	9 3	1 2 5	1 1 3	7 4	9 3	
6 7	9 3	1 2 5	1 1 3	7 5	9 3	
6 8	9 3	1 2 5	1 1 3	8 0	9 3	
6 9	9 3	1 2 5	1 1 3	8 5	9 3	
7 0	9 3	1 2 5	1 1 3	8 8	9 3	
7 1	9 3	1 2 5	1 1 3	8 9	9 3	
7 2	9 3	1 2 5	1 1 3	9 0	9 3	
7 3	9 3	1 2 5	1 1 3	9 1	9 3	
7 4	9 3	1 2 5	1 1 3	9 2	9 3	
7 5	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3	
7 6	9 3	1 2 5	1 1 3	9 4	9 3	
7 7	9 3	1 2 5	1 1 3	9 5	9 3	
7 8	9 3	1 2 5	1 1 3	9 6	9 3	
7 9	9 3	1 2 5	1 1 3	9 7	9 3	
8 0	9 3	1 2 5	1 1 3	9 8	9 3	
8 1	9 3	1 2 5	1 1 3	9 9	9 3	
8 2	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 0	9 3	
8 3	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1	9 3	
8 4	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1	9 3	
8 5	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1	9 3	
8 6	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
8 7	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
8 8	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
8 9	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		

規 則

9 0	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
9 1	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
9 2	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
9 3	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
9 4	9 3	1 2 5	1 1 3			
9 5	9 3	1 2 5	1 1 3			
9 6	9 3	1 2 5	1 1 3			
9 7	9 3	1 2 5	1 1 3			
9 8	9 3	1 2 5	1 1 3			
9 9	9 3	1 2 5	1 1 3			
1 0 0	9 3	1 2 5	1 1 3			
1 0 1	9 3	1 2 5	1 1 3			
1 0 2	9 3	1 2 5				
1 0 3	9 3	1 2 5				
1 0 4	9 3	1 2 5				
1 0 5	9 3	1 2 5				
1 0 6	9 3	1 2 5				
1 0 7	9 3	1 2 5				
1 0 8	9 3	1 2 5				
1 0 9	9 3	1 2 5				
1 1 0	9 3	1 2 5				
1 1 1	9 3	1 2 5				
1 1 2	9 3	1 2 5				
1 1 3	9 3	1 2 5				
1 1 4	9 3					
1 1 5	9 3					
1 1 6	9 3					
1 1 7	9 3					
1 1 8	9 3					
1 1 9	9 3					
1 2 0	9 3					
1 2 1	9 3					
1 2 2	9 3					
1 2 3	9 3					
1 2 4	9 3					
1 2 5	9 3					

イ 教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日	降格後の号給
----------	--------

規 則

に受けていた号給	1 級	2 級
1	9	4 5
2	1 0	4 6
3	1 0	4 7
4	1 1	4 8
5	1 2	4 9
6	1 3	5 0
7	1 4	5 1
8	1 5	5 2
9	1 6	5 3
1 0	1 7	5 4
1 1	1 8	5 5
1 2	1 9	5 6
1 3	2 0	5 7
1 4	2 1	5 8
1 5	2 3	5 9
1 6	2 4	6 0
1 7	2 5	6 1
1 8	2 6	6 2
1 9	2 7	6 3
2 0	2 8	6 4
2 1	2 9	6 5
2 2	3 0	6 6
2 3	3 1	6 7
2 4	3 2	6 8
2 5	3 3	6 9
2 6	3 4	7 0
2 7	3 5	7 1
2 8	3 6	7 2
2 9	3 7	7 3
3 0	3 8	7 4
3 1	3 9	7 5
3 2	4 0	7 6
3 3	4 1	7 7
3 4	4 2	7 8
3 5	4 3	7 9
3 6	4 4	8 0
3 7	4 5	8 1

規 則

3 8	4 6	8 2
3 9	4 7	8 3
4 0	4 8	8 4
4 1	5 0	8 5
4 2	5 2	8 6
4 3	5 4	8 7
4 4	5 6	8 8
4 5	5 9	8 9
4 6	6 2	9 0
4 7	6 5	9 1
4 8	6 8	9 2
4 9	6 9	9 3
5 0	7 0	9 4
5 1	7 1	9 5
5 2	7 2	9 6
5 3	7 4	9 7
5 4	7 6	9 8
5 5	7 8	9 9
5 6	8 0	1 0 0
5 7	8 2	1 0 1
5 8	8 4	1 0 2
5 9	8 6	1 0 3
6 0	8 8	1 0 4
6 1	9 1	1 0 5
6 2	9 4	1 0 6
6 3	9 7	1 0 7
6 4	1 0 0	1 0 8
6 5	1 0 7	1 0 9
6 6	1 1 4	1 1 0
6 7	1 2 1	1 1 1
6 8	1 2 5	1 1 2
6 9	1 2 5	1 1 4
7 0	1 2 5	1 1 6
7 1	1 2 5	1 1 8
7 2	1 2 5	1 2 0
7 3	1 2 5	1 2 2
7 4	1 2 5	1 2 4
7 5	1 2 5	1 2 6

規 則

7 6	1 2 5	1 2 8
7 7	1 2 5	1 3 0
7 8	1 2 5	1 3 4
7 9	1 2 5	1 3 8
8 0	1 2 5	1 5 3
8 1	1 2 5	1 5 7
8 2	1 2 5	1 5 7
8 3	1 2 5	1 5 7
8 4	1 2 5	1 5 7
8 5	1 2 5	1 5 7
8 6	1 2 5	1 5 7
8 7	1 2 5	1 5 7
8 8	1 2 5	1 5 7
8 9	1 2 5	1 5 7
9 0	1 2 5	1 5 7
9 1	1 2 5	1 5 7
9 2	1 2 5	1 5 7
9 3	1 2 5	1 5 7
9 4	1 2 5	
9 5	1 2 5	
9 6	1 2 5	
9 7	1 2 5	
9 8	1 2 5	
9 9	1 2 5	
1 0 0	1 2 5	
1 0 1	1 2 5	
1 0 2	1 2 5	
1 0 3	1 2 5	
1 0 4	1 2 5	
1 0 5	1 2 5	
1 0 6	1 2 5	
1 0 7	1 2 5	
1 0 8	1 2 5	
1 0 9	1 2 5	
1 1 0	1 2 5	
1 1 1	1 2 5	
1 1 2	1 2 5	
1 1 3	1 2 5	

規 則

1 1 4	1 2 5	
1 1 5	1 2 5	
1 1 6	1 2 5	
1 1 7	1 2 5	
1 1 8	1 2 5	
1 1 9	1 2 5	
1 2 0	1 2 5	
1 2 1	1 2 5	
1 2 2	1 2 5	
1 2 3	1 2 5	
1 2 4	1 2 5	
1 2 5	1 2 5	
1 2 6	1 2 5	
1 2 7	1 2 5	
1 2 8	1 2 5	
1 2 9	1 2 5	
1 3 0	1 2 5	
1 3 1	1 2 5	
1 3 2	1 2 5	
1 3 3	1 2 5	
1 3 4	1 2 5	
1 3 5	1 2 5	
1 3 6	1 2 5	
1 3 7	1 2 5	
1 3 8	1 2 5	
1 3 9	1 2 5	
1 4 0	1 2 5	
1 4 1	1 2 5	
1 4 2	1 2 5	
1 4 3	1 2 5	
1 4 4	1 2 5	
1 4 5	1 2 5	
1 4 6	1 2 5	
1 4 7	1 2 5	
1 4 8	1 2 5	
1 4 9	1 2 5	
1 5 0	1 2 5	
1 5 1	1 2 5	

規 則

1 5 2	1 2 5	
1 5 3	1 2 5	
1 5 4	1 2 5	
1 5 5	1 2 5	
1 5 6	1 2 5	
1 5 7	1 2 5	

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4

昇給号給数表

昇給区分	S	A	B	C	D
昇給の号給数	6 以上	5	4（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3）	2	0
	4 以上	3	2	1	0
	2 以上	1	0	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は条例第 4 条第 5 項又は第 6 項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、中段の号給数は条例第 4 条第 5 項の規定の適用を受ける職員に、下段の号給数は条例第 4 条第 6 項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第51号

綾部市一般職職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の
一部を改正する規則

綾部市一般職職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成28年綾部市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項を第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 管理職員特別勤務手当は、条例第19条の2の2第1項に規定する職員が、同項又は同条第2項に規定する勤務に1時間以上従事したときに支給する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 当分の間、条例附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する次の各号に掲げる手当の支給額は、当該各号に規定する額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。

(1) 条例第19条の2の2第3項第1号の規則で定める額 第2条第1項の規定による額

(2) 条例第19条の2の2第3項第2号の規則で定める額 第2条第3項の規定による額

別記様式中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市一般職職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第52号

綾部市一般職職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の通勤手当支給規則（昭和33年綾部市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第8条の2を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の額）

第8条の2 条例第12条第2項各号列記以外の部分の規則で定める額は、条例第4条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の1か月当たりの通勤回数を常勤職員の1か月当たりの通勤回数で除して得た数を同項各号に定める額に乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の勤務の特殊性等により同項の額により難い場合は、市長が別に定める。

別記様式を次のように改める。

規 則

別記様式（第3条関係）

通 勤 届

年 月 日提出

(任命権者) 様		所属名				主な届出理由 1 新規（異動の場合を含む。） 2 住居の変更 3 通勤経路の変更 4 運賃等の変更 5 通勤方法の変更 上記事実の発生年月日 年 月 日	
		所在地					
職 名		氏 名					
住 所							
綾部市一般職職員の通勤手当支給規則第3条に基づき通勤の実情を届け出ます。							
交通機関を利用する場合				自動車等を使用する場合			
順路 番号	区 間	交通機関名	通勤定期券 (1か月)の額	順路 番号	区 間	距 離	
	から まで		円		から まで	. k m	
	から まで		円		から まで	. k m	
	から まで		円		から まで	. k m	
計			円	計		. k m	
通勤距離が2km（片道）未満で交通機関を利用する理由（指定医師の証明書添付）							
通勤経路の略図（経路を朱線で表示）							
確認及び決定欄（提出者は記入しないこと。）						年 月 日受理	
順路 番号	区 間	交通機関名	距 離	1か月の運賃等の算出基礎		決 定 事 項	
				計算式	運賃等相当額		
			. k m		円	条例第12条 第1項該当 理由 1 通勤距離2km以上 2 通勤距離2km未満 (身体障害者)	
			. k m		円	通勤手当の 月 額	
			. k m		円	支給の始期 及び終期 年 月 日 開始 改定 終了	
計			. k m		円	届 出 理 由	
条例第12条及び同条に基づく綾部市一般職職員の通勤手当 支給規則に従い上記のとおり確認決定する。 年 月 日				確 認 印			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員であって、同法による改正後の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の綾部市一般職職員の通勤手当支給規則第 8 条の 2 の規定を適用する。

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第53号

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和4年12月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第220号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和4年12月8日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号・枝番
令和4年 4月 1日	綾1023-41011・02

綾部市告示第221号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2に規定する地域密着型サービス事業者について、法第78条の2の規定により指定したので、法第78条の11の規定により、次のとおり告示する。

令和4年12月16日

綾部市長 山崎善也

- 1 申請者の名称 株式会社ジオ
- 2 サービスの種類 地域密着型通所介護
- 3 事業所の名称 リハプライド 綾部
- 4 事業所の所在地 綾部市並松町上溝口28番地7
- 5 事業所番号 2691800219
- 6 指定年月日 令和5年1月1日

綾部市告示第 2 2 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 1 2 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 4 年 1 2 月 1 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 4 年度綾部市一般会計補正予算（第 7 号）
- 2 令和 4 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 3 令和 4 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 4 令和 4 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 令和 4 年度綾部市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 6 令和 4 年度綾部市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 7 令和 4 年度綾部市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（以下掲示済）

綾部市告示第 2 2 3 号

綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策応援給付金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 1 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策応援給付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、電気代の高騰の影響を受けながらも介護、障害福祉及び保育等のサービス（以下「介護等サービス」という。）の安定的な提供を継続している社会福祉法人等を応援するため、予算の範囲内において綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策応援給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象法人)

第 2 条 給付金の交付の対象となる法人は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす法人（以下「対象法人」という。）とする。

- (1) 令和 5 年 1 月 1 日（以下「基準日」という。）時点において、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）、障害者の日常及び社会生活を総合的に応援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）その他の関係法令に規定される別表に掲げる市内の事業所又は施設（以下「事業所等」という。）を運営する法人であること。
- (2) 基準日において、前号に掲げる事業所等を休止していない法人であること。ただし、運営している事業所等の一部を休止している法人を除く。
- (3) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日までの間に、第 1 号に掲げる事業所等を運営する法人として、介護等サービスを提供した実績があること。

(給付金の額等)

第 3 条 給付金の額及びその対象期間は、別表第 1 から別表第 3 までのおりとする。ただし、給付金の額は、当該事業に要する費用のうち、国又は府等の支出による収入財源を控除した額とする。

2 前項の給付金の額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給付金の交付申請)

第 4 条 給付金の交付を受けようとする対象法人は、綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策応援給付金交付申請書（様式第 1 号）を、市長に提出しなければならない。

(給付金の交付決定及び通知)

第 5 条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の

可否を決定し、綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策応援給付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（事業の変更又は中止の申請）

第6条 給付金の交付決定を受けた対象法人（以下「交付法人」という。）が、事業の変更又は中止をしようとするときは、綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策応援給付金変更（中止）申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（給付金の請求）

第7条 交付法人は、別に定める綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策応援給付金請求書により給付金の請求を行わなければならない。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付法人が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付決定を取り消すものとする。

（1）偽りその他の不正な手段により給付金の交付を受けたとき。

（2）給付金の交付条件又はこの要綱に違反したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める理由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付決定を取り消した場合において、既に給付金が交付されているときは、期限を決めてその返還を命ずることができる。

（書類の整備）

第9条 交付法人は、給付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年12月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

【介護・高齢サービス】

区分	対象事業所等	対象期間	給付金の額
入所系	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム	令和 4 年 4 月から 令和 5 年 3 月まで	定員一人当たり 月額 7 5 0 円以内
通所系	通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型通所介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業所		定員一人当たり 月額 3 7 5 円以内
訪問系	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所		1 事業所当たり 月額 3, 7 5 0 円 以内

- 注) 1 短期入所生活介護及び短期入所療養介護については、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設における空床利用するものを除く。
- 2 通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、訪問看護については、介護保険法による保険給付の実績がある事業所に係るものに限る。
- 3 専ら同一空間でサービス提供が行われている場合は、一つの事業所とみなし、区分を重複することはできない。

別表第 2（第 2 条、第 3 条関係）

【障害サービス】

区分	対象事業所等	対象期間	給付金の額
入所系	障害者支援施設、共同生活援助事業所	令和 4 年 4 月から 令和 5 年 3 月まで	定員一人当たり 月額 7 5 0 円以内
通所系	生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、短期入所事業所		定員一人当たり 月額 3 7 5 円以内
訪問系	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、同行援護事業所		1 事業所当たり 月額 3, 7 5 0 円以内

注) 1 短期入所については、障害者支援施設における空床利用するものを除く。

2 専ら同一空間でサービス提供が行われている場合は、一つの事業所とみなし、区分を重複することはできない。

別表第 3（第 2 条、第 3 条関係）

【保育サービス】

区分	対象事業施設等	対象期間	給付金の額
保育施設	保育所、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設	令和 4 年 4 月から 令和 5 年 3 月まで	定員一人当たり 月額 1 0 5 円以内

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

（法人所在地）

（法人名）

（代表者名）

綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策応援給付金交付申請書

綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策応援給付金の交付を受けたいので、綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策応援給付金交付要綱第 4 条の規定に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

申 請 額 : 円

（添付書類）

- （ 1 ） 事業所別申請額一覧
- （ 2 ） その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策応援給付金交付（不交付）
決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策
応援給付金については、下記のとおり決定しましたので、綾部市社会福祉施設等電気代
高騰対策応援給付金交付要綱第 5 条の規定に基づき通知します。

記

交 付	給付金決定額	円
不 交 付	（理由）	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して
3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったこ
とを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算
して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求
をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して
6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、
提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月
以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴
えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

（法人所在地）

（法人名）

（代表者名）

綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策応援給付金変更（中止）申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった給付金に係る事業の内容を次のとおり（変更・中止）したいので、綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策応援給付金交付要綱第 6 条の規定に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

区 分	介護・高齢	障害	保育
変更申請額	変更後		円
	変更前		円
変更（中止）理由			

（添付書類）

- （１）事業所別申請額一覧
- （２）その他市長が必要と認める書類

綾部市告示第 2 2 6 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 9 月末における公営企業会計の業務の状況について、別紙のとおり公表する。

令和 4 年 1 2 月 1 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

令和4年度

綾部市下水道事業会計上期業務報告書

(令和4年4月1日から令和4年9月30日まで)

1 事業の概要

- (1) 業務量について、水洗化戸数は11,278戸で、前年同期に比べ161戸増加しました。総排水量は1,214,301立方メートルで、前年同期に比べ16,743立方メートル、1.4パーセント減少しました。令和4年度の総排水予定量2,493,000立方メートルに対する執行率は、48.7パーセントとなっています。
- (2) 収益的収支における予算の執行状況は、収入が、執行額1,148,417千円（予算額1,699,860千円）で執行率67.6パーセント、支出では、執行額780,427千円（予算額1,837,309千円）で執行率42.5パーセント、収支差額は、367,990千円となっています。
- (3) 資本的収支における予算の執行状況は、収入では、執行額297,913千円（予算額1,738,875千円）で執行率17.1パーセント、支出では、執行額566,714千円（予算額1,995,049千円）で執行率28.4パーセントとなっています。
- (4) 建設改良工事の発注額は、345,320千円（予算額581,573千円）、発注率は59.4パーセントとなっています。

2 経理の状況

(1) 業務量

区分	前年度	予算量	R4. 9. 3 0現在	比較 (%)	備考
水洗化戸数 (戸)	11, 392	11, 235	11, 278	100. 4	
年間総排水量 (立方メートル)	2, 485, 314	2, 493, 000	1, 214, 301	48. 7	
1日平均排水量 (立方メートル)	6, 809	6, 830	6, 636	97. 2	

(2) 収益的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
事業収益	1, 699, 130	1, 699, 860	1, 148, 417	67. 6	
営業収益	451, 642	476, 773	227, 861	47. 8	
使用料収入	445, 806	453, 514	216, 818	47. 8	下水道使用料
他会計負担金	3, 827	21, 402	10, 000	46. 7	
その他営業収益	2, 009	1, 857	1, 043	56. 2	確認申請審査手数料など
営業外収益	1, 247, 157	1, 223, 087	920, 556	75. 3	
受取利息及び配当金	0	3	0	0. 0	定期預金利息
他会計補助金	702, 477	709, 648	650, 000	91. 6	一般会計補助金
補助金	3, 277	3, 764	0	0. 0	
加入金及び負担金	9, 384	0	15, 194	皆増	
消費税及び地方消費税還付金	38, 705	1	0	0. 0	
長期前受金戻入	492, 401	509, 612	254, 806	50. 0	
雑収益	913	59	556	942. 4	
特別利益	331	0	0	—	
その他特別利益	331	0	0	—	
事業費用	1, 778, 644	1, 837, 309	780, 427	42. 5	
営業費用	1, 579, 771	1, 642, 198	687, 529	41. 9	
管渠費	50, 427	53, 240	16, 599	31. 2	
処理場費	358, 927	380, 478	141, 097	37. 1	
処理場費 (繰越)	0	3, 476	0	0. 0	
浄化槽費	216, 460	232, 916	59, 089	25. 4	
雨水事業費	5, 309	16, 674	2, 215	13. 3	
総係費	84, 013	73, 375	27, 510	37. 5	
減価償却費	864, 635	882, 039	441, 019	50. 0	
営業外費用	198, 873	192, 111	92, 898	48. 4	
支払利息及び企業債取扱諸費	191, 928	189, 603	90, 716	47. 8	
雑支出	6, 945	2, 508	2, 182	87. 0	
予備費	0	3, 000	0	0. 0	
収支差額	△ 79, 514	△ 137, 449	367, 990		

(3) 資本的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
資本的収入	1, 440, 450	1, 738, 875	297, 913	17. 1	
企業債	568, 400	786, 000	0	0. 0	
企業債 (繰越)	302, 800	308, 700	0	0. 0	
他会計出資金	176, 524	260, 888	180, 000	69. 0	
他会計補助金	102, 194	109, 888	60, 000	54. 6	
国庫補助金	91, 429	126, 305	0	0. 0	
国庫補助金 (繰越)	107, 163	57, 155	0	0. 0	
分担金及び負担金	24, 741	37, 685	5, 735	15. 2	
基金繰入金	67, 199	52, 254	52, 178	99. 9	
資本的支出	1, 720, 879	1, 995, 049	566, 714	28. 4	
建設改良費	802, 038	1, 026, 286	86, 436	8. 4	
下水道施設整備費	229, 962	642, 711	22, 039	3. 4	
下水道施設整備費 (繰越)	329, 299	383, 575	64, 397	16. 8	
雨水処理費	141, 763	0	0	—	
雨水処理費 (繰越)	101, 014	0	0	—	
企業債償還金	906, 677	965, 136	480, 278	49. 8	企業債元金償還金
基金積立金	12, 164	3, 627	0	0. 0	
収支差額	△ 280, 429	△ 256, 174	△ 268, 801		損益勘定留保資金等で補てん

3 経営状況

(1) 業務量

区 分	令和3年度	令和4年度	比較	伸率(%)	備考
水洗化戸数(戸)	11,117	11,278	161	1.4	
年間総排水量(立方メートル)	1,231,044	1,214,301	△ 16,743	△ 1.4	
1日平均排水量(立方メートル)	6,727	6,636	△ 91	△ 1.4	

(2) 営業収益

(単位：千円、税込)

区 分	令和3年度	令和4年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	使用料収入	219,628	216,818	△ 2,810	△ 1.3
	他会計負担金	0	10,000	10,000	皆増
	その他営業収益	1,001	1,043	42	4.2
	合計	220,629	227,861	7,232	3.3

(3) 営業費用

(単位：千円、税込)

区 分	令和3年度	令和4年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	管渠費	16,631	16,599	△ 32	△ 0.2
	処理場費	139,280	141,097	1,817	1.3
	処理場費(繰越)	0	0	0	—
	浄化槽費	57,283	59,089	1,806	3.2
	雨水事業費	2,177	2,215	38	1.7
	総係費	28,690	27,510	△ 1,180	△ 4.1
	減価償却費	434,997	441,019	6,022	1.4
	合計	679,058	687,529	8,471	1.2

(4) 建設改良費の状況(R4.9.30現在)

(単位：千円、税込)

区 分	予算額	発注額	比較	発注率(%)	備考
下水道施設整備費	319,041	111,278	△ 207,763	34.9	
下水道施設整備費(繰越)	262,532	234,042	△ 28,490	89.1	
合計	581,573	345,320	△ 236,253	59.4	

※工事請負費のみ

令和4年度

綾部市上水道事業会計上期業務報告書

(令和4年4月1日から令和4年9月30日まで)

1 事業の概要

- (1) 業務量について、給水戸数は15,323戸で、前年同期に比べ128戸増加しました。総給水量は1,837,285立方メートルで、前年同期に比べ104,537立方メートル、6.0パーセント増加しました。令和4年度の総給水予定量4,135,000立方メートルに対する執行率は、44.4パーセントとなっています。
- (2) 収益的収支における予算の執行状況は、収入が、執行額528,750千円（予算額1,128,747千円）で執行率46.8パーセント、支出では、執行額440,999千円（予算額1,085,622千円）で執行率40.6パーセント、収支差額は、87,751千円となっています。
- (3) 資本的収支における予算の執行状況は、収入では、執行額85,411千円（予算額246,689千円）で執行率34.6パーセント、支出では、執行額258,063千円（予算額1,034,870千円）で執行率24.9パーセントとなっています。
- (4) 建設改良工事の発注額は、252,430千円（予算額603,913千円）、発注率は41.8パーセントとなっています。

2 経理の状況

(1) 業務量

区分	前年度	予定量	R4. 9. 30現在	比較 (%)	備考
給水戸数 (戸)	15,184	15,209	15,323	100.7	
総給水量 (立方メートル)	3,440,277	4,135,000	1,837,285	44.4	
1日平均給水量 (立方メートル)	9,425	11,329	10,040	88.6	

(2) 収益的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
事業収益	1,088,320	1,128,747	528,750	46.8	
営業収益	861,139	899,373	423,774	47.1	
給水収益	820,084	874,232	411,173	47.0	水道使用料
手数料収益	2,622	2,592	1,325	51.1	設計審査竣工検査手数料など
他会計負担金	38,430	22,549	11,274	50.0	
その他営業収益	3	0	2	皆増	水売却代金
営業外収益	226,215	229,374	103,415	45.1	
受託工事収益	0	16,000	0	0.0	
受取利息	526	484	243	50.2	定期預金利息
他会計補助金	87,977	88,767	44,383	50.0	一般会計補助金 (統合簡水利率)
補助金	18,776	5,370	0	0.0	府補助金
長期前受金戻入	117,515	117,172	58,586	50.0	
雑収益	1,421	1,581	203	12.8	
特別利益	966	0	1,561	皆増	
固定資産売却益	0	0	1,561	皆増	土地売却益
その他特別利益	966	0	0	-	貸倒引当金戻入益
事業費用	1,009,631	1,085,622	440,999	40.6	
営業費用	885,023	949,648	383,491	40.4	
浄水費	146,483	200,897	58,256	29.0	
浄水費 (繰越)	0	2,000	1,298	64.9	
給配水費	143,663	146,567	39,370	26.9	
業務費	51,911	34,504	15,503	44.9	
総係費	64,175	71,043	26,861	37.8	
減価償却費	475,791	491,637	240,703	49.0	
資産減耗費	3,000	3,000	1,500	50.0	固定資産除却費
営業外費用	124,608	133,274	57,508	43.2	
受託工事費	0	16,000	0	0.0	
支払利息及び企業債取扱諸費	72,693	65,692	33,747	51.4	企業債利子償還金
消費税及び地方消費税	48,099	43,756	21,878	50.0	
雑支出	3,816	7,826	1,883	24.1	
予備費	0	2,700	0	0.0	
収支差額	78,689	43,125	87,751		

(3) 資本的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
資本的収入	331,619	246,689	85,411	34.6	
加入金	27,670	20,423	10,009	49.0	
出資金	109,797	117,818	58,909	50.0	一般会計出資金 (統合簡水元金)
工事負担金	87,631	0	0	-	
他会計負担金	106,521	108,448	15,642	14.4	
固定資産売却代金	0	0	851	皆増	土地売却代金
資本的支出	642,963	1,034,870	258,063	24.9	
建設改良費	312,788	659,389	71,224	10.8	
浄水施設改良費	0	47,294	0	0.0	
配水施設改良費	179,852	328,402	17,072	5.2	
配水施設改良費 (繰越)	130,989	278,722	52,543	18.9	
固定資産購入費	1,947	4,971	1,609	32.4	
企業債償還金	330,175	375,481	186,839	49.8	企業債元金償還金
収支差額	△ 311,344	△ 788,181	△ 172,652		内部留保資金等で補てん

3 経営状況

(1) 業務量

区 分	令和3年度	令和4年度	比較	伸率(%)	備考
給水戸数(戸)	15,195	15,323	128	0.8	
総給水量(立方メートル)	1,732,748	1,837,285	104,537	6.0	
1日平均給水量(立方メートル)	9,469	10,040	571	6.0	

(2) 営業収益

(単位：千円、税込)

区 分	令和3年度	令和4年度	比較	伸率(%)	備考	
(4月～9月)	水道使用料	410,315	411,173	858	0.2	
	手数料収益	1,658	1,325	△ 333	△ 20.1	設計審査竣工検査手数料など
	他会計負担金	11,076	11,274	198	1.8	
	その他営業収益	3	2	△ 1	△ 33.3	水売却代金
	合計	423,052	423,774	722	0.2	

(3) 営業費用

(単位：千円、税込)

区 分	令和3年度	令和4年度	比較	伸率(%)	備考	
(4月～9月)	浄水費	64,972	58,256	△ 6,716	△ 10.3	
	浄水費(繰越)	0	1,298	1,298	皆増	
	給配水費	36,480	39,370	2,890	7.9	
	業務費	13,976	15,503	1,527	10.9	
	総係費	26,958	26,861	△ 97	△ 0.4	
	減価償却費	237,896	240,703	2,807	1.2	
	資産減耗費	1,500	1,500	0	0.0	固定資産除却費
	合計	381,782	383,491	1,709	0.4	

(4) 建設改良費の状況 (R4.9.30現在)

(単位：千円、税込)

区 分	予算額	発注額	比較	発注率(%)	備考
浄水施設改良費	47,294	0	△ 47,294	0.0	第二浄水場電気設備更新
配水施設改良費	286,014	107,665	△ 178,349	37.6	配水管布設替など
配水施設改良費(繰越)	278,722	144,765	△ 133,957	51.9	配水管布設替など
合計	612,030	252,430	△ 359,600	41.2	

※工事請負費のみ

令和4年度

綾部市病院事業会計上期業務報告書

(令和4年4月1日から令和4年9月30日まで)

1 事業の概要

- (1) 患者数について、入院患者数は26,567人で、前年同期に比べ427人、1.6パーセント増加しました。一日平均患者数は145.2人で、前年同期に比べ2.4人、1.7パーセント増加しました。外来患者数は69,979人で、前年同期に比べ2,993人、4.5パーセント増加しました。一日平均患者数は568.9人で、前年同期に比べ19.8人、3.6パーセント増加しました。
- (2) 収益的収支における予算の執行状況は、収入が、執行額3,368,215千円（予算額6,675,159千円）で執行率50.5パーセント、支出では、執行額3,377,833千円（予算額6,784,205千円）で執行率49.8パーセント、収支差額は、△9,618千円となっています。
- (3) 資本的収支における予算の執行状況は、収入では、執行額17,385千円（予算額113,971千円）で執行率15.3パーセント、支出では、執行額420,960千円（予算額917,122千円）で執行率45.9パーセントとなっています。
- (4) 建設改良工事の発注額は、435,243千円（予算額673,894千円）、発注率は64.6パーセントとなっています。

2 経理の状況

(1) 業務量

(単位：人)

区 分		前年度	予定量	R 4. 9. 3 0 現在	比較(%)	備 考
年 間 患 者 数	入院	53,880	56,940	26,567	46.7	
	外来	133,225	135,108	69,979	51.8	
一 日 平 均 患 者 数	入院	147.6	156.0	145.2	93.1	
	外来	550.5	556.0	568.9	102.3	

(2) 収益的収支

(単位：千円、税込)

科 目		前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備 考
収入	病院事業収益	6,511,914	6,675,159	3,368,215	50.5	
	医業収益	5,957,820	6,154,705	3,107,996	50.5	
	入院収益	2,725,823	2,938,104	1,420,299	48.3	
	外来収益	2,987,712	2,985,886	1,575,833	52.8	
	その他医業収益	244,285	230,715	111,864	48.5	室料差額、医療相談、文書料など
	うち一般会計負担金	39,668	37,833	18,916	50.0	
	医業外収益	500,787	464,169	231,856	50.0	
	受取利息及び配当金	596	596	298	50.0	定期預金利息、有価証券利息
	補助金	321,670	300,600	150,300	50.0	地域医療確保研修・研究事業費補助金など
	他会計負担金	98,203	89,036	44,518	50.0	一般会計負担金(企業債利息など)
	長期前受金戻入	61,278	59,989	29,994	50.0	
	その他医業外収益	19,040	13,948	6,746	48.4	宿舍貸与料など
	訪問看護事業収益	53,307	55,285	28,363	51.3	
	訪問看護事業収益	45,339	47,617	23,544	49.4	
	居宅介護支援事業収益	7,968	7,668	4,819	62.8	
	特別利益	0	1,000	0	0.0	
	過年度損益修正益	0	1,000	0	0.0	
支出	病院事業費用	6,629,488	6,784,205	3,377,833	49.8	
	医業費用	6,461,354	6,636,700	3,297,176	49.7	
	給与費	19,185	19,863	7,708	38.8	職員給料、手当、法定福利費など
	経費	6,010,107	6,181,557	3,066,411	49.6	
	うち交付金	5,966,276	6,136,780	3,044,022	49.6	公社管理運営、病院診療
	減価償却費	404,014	435,180	217,590	50.0	建物、器械備品など
	資産減耗費	28,048	100	5,467	5,467.0	固定資産除却
	医業外費用	85,971	88,276	40,389	45.8	
	支払利息及び企業債取扱諸費	29,860	36,054	13,970	38.7	企業債利息償還金
	長期前払消費税償却	35,764	32,491	16,245	50.0	
	消費税及び地方消費税	20,347	19,731	10,174	51.6	
	訪問看護事業費用	55,136	57,229	27,029	47.2	
	訪問看護事業等交付金	55,136	57,229	27,029	47.2	公社管理運営、病院診療(訪問看護事業分)
	特別損失	27,027	1,000	13,239	1,323.9	
	過年度損益修正損	20,207	1,000	7,776	777.6	過年度収益の減
	その他特別損失	6,820	0	5,463	皆増	公社貸付資金免除(奨学金)
	予備費	0	1,000	0	0.0	
収支差額	△ 117,574	△ 109,046	△ 9,618			

(3) 資本的収支

(単位：千円、税込)

科 目		前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備 考
収入	資本的収入	220,558	113,971	17,385	15.3	
	企業債	180,000	79,200	0	0.0	病院事業債
	出資金	23,129	32,131	16,065	50.0	一般会計出資金(企業債元金)
	投資償還収入	9,110	2,640	1,320	50.0	
	府補助金	8,319	0	0	-	
支出	資本的支出	428,702	917,122	420,960	45.9	
	建設改良費	294,066	673,894	310,668	46.1	
	病院建設整備費	114,026	297,171	777	0.3	医療機器、観音市立病院及び医師会館改修工事等
	病院建設整備費(繰越)	180,040	376,723	309,891	82.3	西館空調設備改修工事
	企業債償還金	132,016	216,540	109,054	50.4	企業債元金償還金
	投資	2,620	26,688	1,238	4.6	公社貸付資金(奨学金)
収支差額	△ 208,144	△ 803,151	△ 403,575		内部留保資金で補てん	

3 経営状況

(1) 業務量

区 分	令和3年度	令和4年度	比較	伸率(%)	備考
入院	4~9月(人)	26,140	26,567	427	1.6
	診療日数(日)	183	183	0	0.0
	1日当たり(人)	142.8	145.2	2.4	1.7
外来	4~9月(人)	66,986	69,979	2,993	4.5
	診療日数(日)	122	123	1	0.8
	1日当たり(人)	549.1	568.9	19.8	3.6

(2) 医業収益

(税込)

区 分	令和3年度	令和4年度	比較	伸率(%)	備考
(4月~9月)	入院収益(千円)	1,345,152	1,420,299	75,147	5.6
	診療単価(円)	51,460	53,461	2,001	3.9
	外来収益(千円)	1,488,718	1,575,833	87,115	5.9
	診療単価(円)	22,224	22,519	295	1.3
	その他医業収益(千円)	112,922	111,864	△ 1,058	△ 0.9
	合 計	2,946,792	3,107,996	161,204	5.5

(3) 医業費用

(単位：千円、税込)

区 分	令和3年度	令和4年度	比較	伸率(%)	備考
(4月~9月)	給与費	8,043	7,708	△ 335	△ 4.2
	経費	2,961,093	3,066,411	105,318	3.6
	減価償却費	225,021	217,590	△ 7,431	△ 3.3
	資産減耗費	14,024	5,467	△ 8,557	△ 61.0
	合 計	3,208,181	3,297,176	88,995	2.8

(4) 建設改良費の状況 (R4.9.30現在)

(単位：千円、税込)

区 分	予算額	発注額	比較	発注率(%)	備考
病院建設整備費	297,171	125,352	△ 171,819	42.2	医療機器、總部市立病院西館エレベーター改修工事等
病院建設整備費(繰越)	376,723	309,891	△ 66,832	82.3	西館空調設備改修工事
合 計	673,894	435,243	△ 238,651	64.6	

綾部市告示第227号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者について、法第79条第1項の規定により指定したので、法第85条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年12月21日

綾部市長 山崎善也

- 1 申請者の名称 株式会社イン・ザ・ルーム
- 2 サービスの種類 居宅介護支援
- 3 事業所の名称 イン・ザ・ルーム居宅介護支援事業所
- 4 事業所の所在地 綾部市青野町西吉美前51-1
- 5 事業所番号 2671800379
- 6 指定年月日 令和5年1月1日

綾部市告示第228号

次の居宅介護支援事業者から介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第82条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、法第85条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年12月21日

綾部市長 山崎善也

- 1 申請者の名称 株式会社ウエハラ
- 2 サービスの種類 居宅介護支援
- 3 事業所の名称 イン・ザ・ルーム居宅介護支援事業所
- 4 事業所の所在地 綾部市若松町14
- 5 事業所番号 2671800122
- 6 廃止年月日 令和4年12月31日

綾部市訓令甲第4号

庁 中 一 般

綾部市現業職員給与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年12月19日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市現業職員給与規程の一部を改正する訓令

第1条 綾部市現業職員給与規程（昭和36年綾部市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

現業職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000
	2	151,200	200,300	236,000	267,700
	3	152,400	202,100	237,500	269,200
	4	153,500	203,900	239,000	271,000
	5	154,600	205,400	240,300	272,700
	6	155,700	207,200	241,900	274,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300
	8	157,900	210,800	244,900	278,300
	9	158,900	212,400	246,000	280,200
	10	160,300	214,200	247,500	282,200
	11	161,600	216,000	249,000	284,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000
	13	164,100	219,200	251,800	287,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200
	16	168,700	224,500	255,500	292,600
	17	169,800	226,100	256,800	294,400
	18	171,200	227,800	258,200	296,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500
	20	174,000	230,900	261,100	300,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400
	22	177,800	233,800	264,400	304,500
	23	180,300	235,400	266,000	306,500
	24	182,800	236,900	267,600	308,600
	25	185,200	237,900	269,400	310,300
	26	186,900	239,400	271,200	312,400
	27	188,500	240,700	272,900	314,400
	28	190,200	241,900	274,600	316,400
	29	191,700	243,100	276,200	318,100
	30	193,400	244,100	277,900	320,100
	31	195,200	245,100	279,700	322,200
	32	196,900	246,100	281,200	324,300
	33	198,500	247,200	282,400	325,500
	34	199,900	248,100	284,100	327,500
	35	201,400	249,000	285,700	329,400
	36	202,900	250,000	287,400	331,500
	37	204,200	250,900	289,000	333,400
	38	205,500	252,200	290,700	335,300
	39	206,700	253,400	292,500	337,300
	40	208,000	254,700	294,300	339,200

	41	209,300	256,000	295,800	341,100
	42	210,600	257,400	297,500	343,000
	43	211,900	258,600	299,000	344,800
	44	213,200	259,800	300,600	346,700
	45	214,300	260,900	302,200	348,200
	46	215,600	262,100	303,900	349,600
	47	216,900	263,400	305,500	351,100
	48	218,200	264,500	307,200	352,600
	49	219,200	265,600	308,100	354,200
	50	220,300	266,600	309,600	355,000
	51	221,300	267,800	311,100	356,200
	52	222,300	268,900	312,700	357,200
	53	223,300	269,900	314,300	358,100
	54	224,200	270,900	315,900	359,200
	55	225,100	272,000	317,500	360,100
	56	226,000	273,100	319,000	361,200
	57	226,300	274,000	320,500	362,100
	58	227,100	275,000	321,700	362,800
	59	227,800	275,900	322,900	363,500
	60	228,500	277,000	324,100	364,200
再任 用職 員以 外の 職員	61	229,200	278,100	324,800	364,600
	62	230,000	279,100	325,700	365,200
	63	230,700	280,000	326,500	365,900
	64	231,300	281,000	327,300	366,600
	65	231,900	281,500	328,200	366,900
	66	232,500	282,400	328,600	367,600
	67	233,100	283,100	329,300	368,300
	68	233,800	284,000	330,100	369,000
	69	234,500	285,000	330,900	369,300
	70	235,100	285,800	331,600	369,900
	71	235,600	286,600	332,300	370,600
	72	236,300	287,400	333,000	371,200
	73	237,000	288,200	333,500	371,500
	74	237,600	288,700	334,100	372,100
75	238,200	289,100	334,600	372,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	

訓令甲

	85	243,900	292,100	339,100	377,700
	86	244,500	292,400	339,500	378,200
	87	245,100	292,700	340,000	378,600
	88	245,600	293,100	340,400	379,000
	89	246,100	293,400	340,700	379,400
	90	246,600	293,800	341,100	379,900
	91	246,900	294,100	341,600	380,300
	92	247,300	294,500	342,000	380,700
	93	247,600	294,700	342,200	381,000
	94		294,900	342,600	381,300
	95		295,200	343,100	381,600
	96		295,600	343,500	381,900
	97		295,800	343,700	382,200
	98		296,100	344,100	382,500
	99		296,500	344,500	382,800
	100		296,900	344,800	383,100
	101		297,100	345,100	383,400
	102		297,400	345,500	
	103		297,800	345,900	
	104		298,100	346,300	
	105		298,300	346,800	
	106		298,600	347,200	
	107		299,000	347,600	
	108		299,300	348,000	
	109		299,500	348,500	
	110		299,900	348,900	
	111		300,300	349,200	
	112		300,600	349,500	
	113		300,800	350,000	
	114		301,000		
	115		301,300		
	116		301,700		
	117		301,900		
	118		302,100		
	119		302,400		
	120		302,700		
	121		303,100		
	122		303,300		
	123		303,600		
	124		303,900		
	125		304,200		
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600

第2条 綾部市現業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第4条の2を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第4条の2 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年綾部市条例第31号）第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

附則に次の3項を加える。

5 当分の間、現業職員の給料月額は、当該現業職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後、当該現業職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条の規定により当該現業職員の属する職務の級及び当該現業職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

6 前項の規定は、次に掲げる現業職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される現業職員及び常時勤務を要しない現業職員

(2) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している現業職員

7 前2項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の綾部市現業職員給与規程（以下「改正後の給与規程」と

いう。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の綾部市現業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 4 前3項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な経過措置は、綾部市一般職職員の例による。

綾部市訓令甲第 5 号

庁 中 一 般

綾部市職員の再任用に関する事務取扱規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 1 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市職員の再任用に関する事務取扱規程を廃止する訓令

綾部市職員の再任用に関する事務取扱規程（平成 2 9 年綾部市訓令甲第 1 0 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市公告第 1 3 7 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 4 年 1 2 月 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第 1 3 8 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 4 年 1 2 月 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第139号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和4年12月9日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第140号

農業用施設等改良整備事業、門谷池改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和4年12月12日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第504 120号 |
| (2) 工 事 名 | 門谷池改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市白道路町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 取水施設工
斜樋工 一式
接合槽 N=1基 |
| (5) 予定工期 | 令和5年1月17日から
令和5年3月31日まで（74日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年12月12日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は470円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年12月15日（木）午前9時から午後6時まで

令和4年12月16日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月15日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年12月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年12月22日（木）から

令和4年12月23日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年12月26日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに

ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和5年1月5日（木）午前9時から午後6時まで
令和5年1月6日（金）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年1月10日（火）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

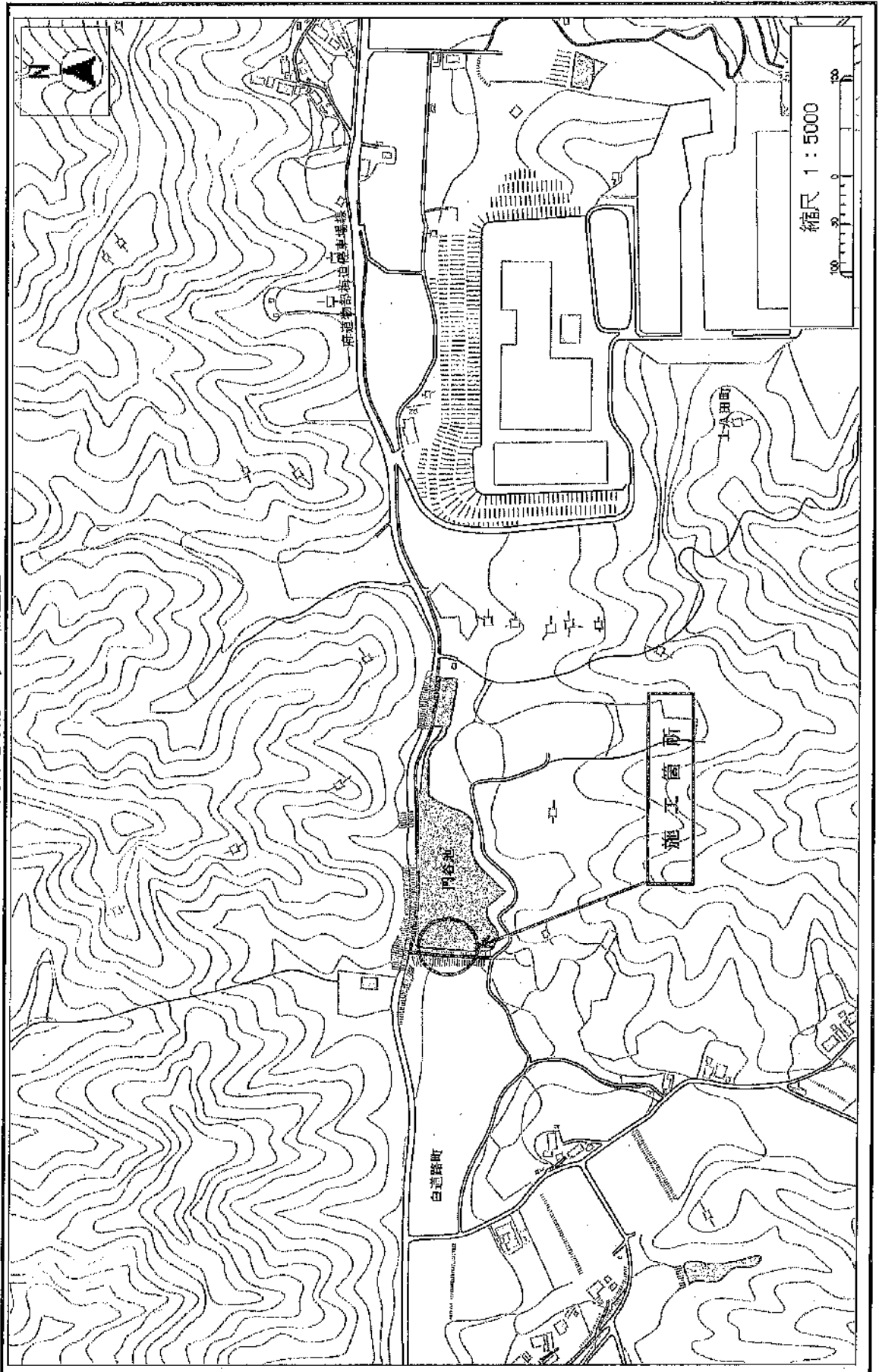
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

門谷池改修工事 位置図



綾部市公告第141号

下水道整備事業の公共下水道舗装復旧（4-3）工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連舗装復旧（4-3）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和4年12月12日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第504 128号 |
| (2) 工 事 名 | 公共下水道舗装復旧（4-3）工事
公共下水道関連舗装復旧（4-3）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市青野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | （舗装復旧（4-3））
L=285.4m W=1.6~5.4m
アスファルト舗装工 A=1,301㎡
（公共下水道関連）
L=76.5m W=1.85~4.8m
アスファルト舗装工 A=290㎡ |
| (5) 予定工期 | 令和5年1月17日から
令和5年3月27日まで（70日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級又はB等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年12月12日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は760円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年12月15日（木）午前9時から午後6時まで

令和4年12月16日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月15日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年12月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年12月22日（木）から

令和4年12月23日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年12月26日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和5年1月5日（木）午前9時から午後6時まで
令和5年1月6日（金）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年1月10日（火）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、公共下水道舗装復旧（４－３）工事と公共下水道関連舗装復旧（４－３）工事を合併して発注するものですが、契約については、２件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

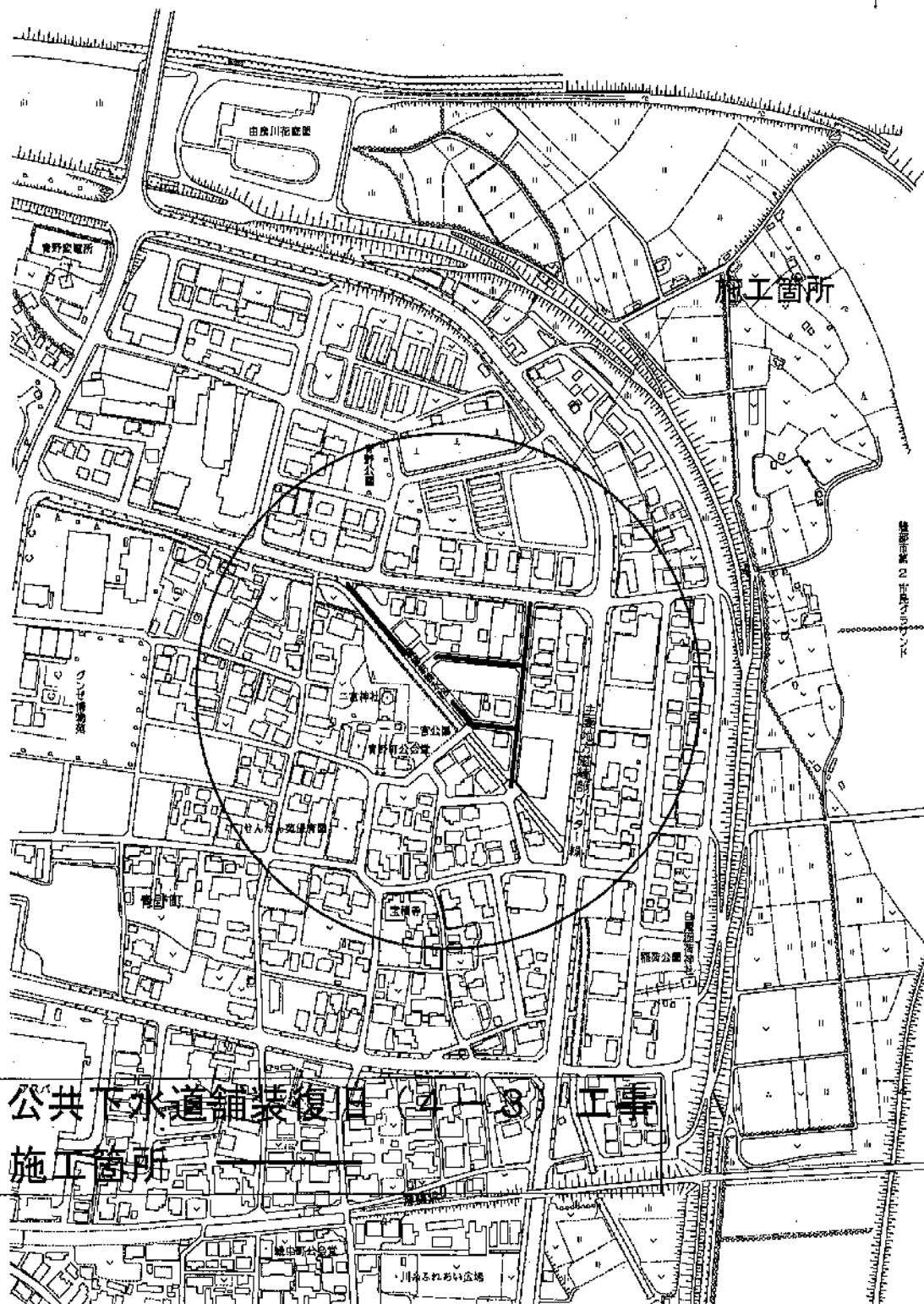
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

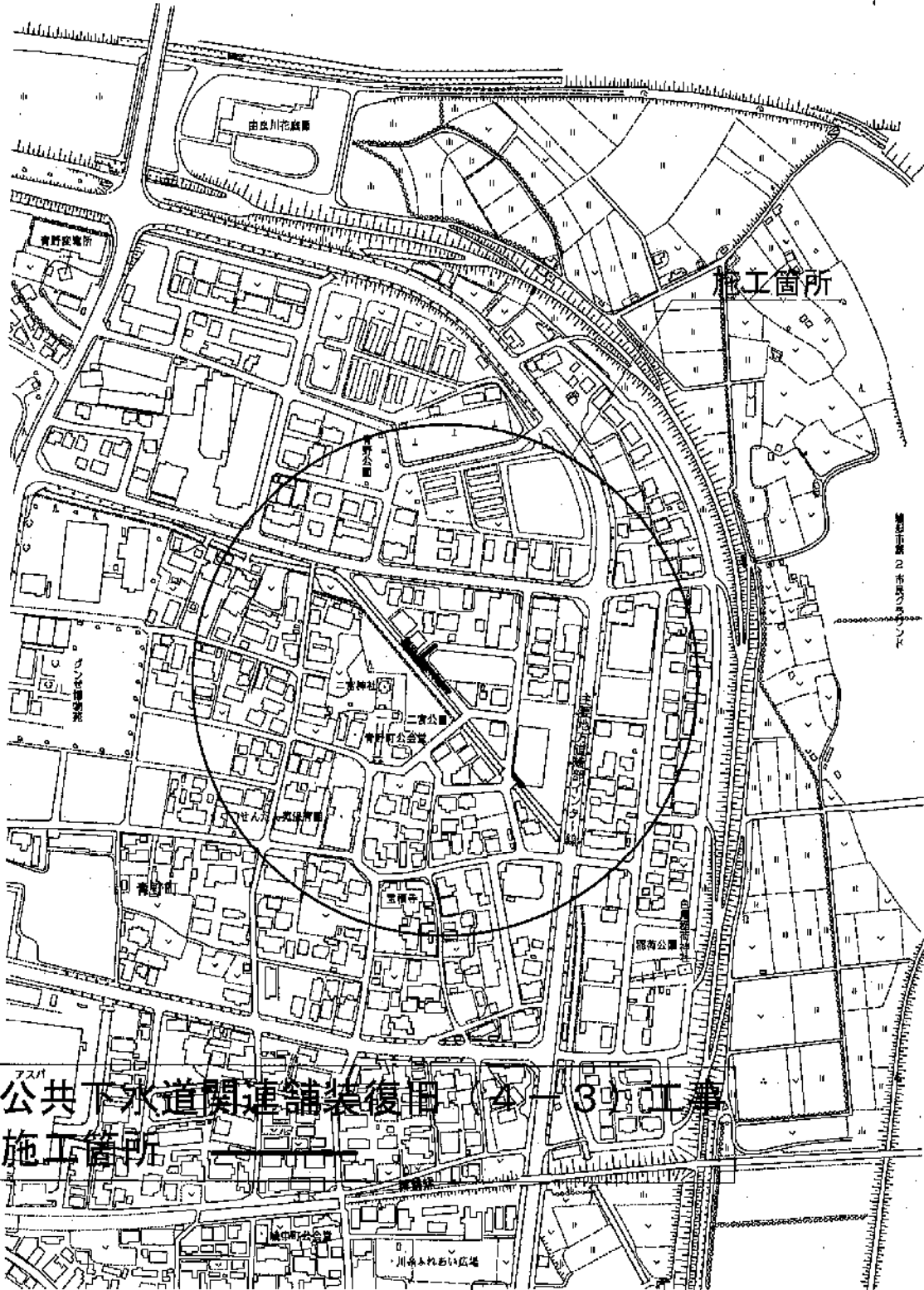
位置図

S=1:4000



位置図

S=1:4000



公共下水道関連舗装復旧工事 本一3号工事
施工箇所

綾部市公告第142号

綾部農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

綾部市の住民は、令和5年1月11日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の変更案について、綾部市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和5年1月11日の翌日から起算して15日以内に綾部市にこれを申し出ることができる。

令和4年12月13日

綾部市長 山崎善也

1 縦覧期間

自 令和4年12月13日
至 令和5年1月11日

2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農政課

3 意見書の提出先、提出方法、提出に当たっての注意事項

提出先 綾部市役所 農林商工部農政課

提出方法 書面によるものとする。

注意事項 (1) 個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載する。

(2) 意見書の内容を公表する場合もある。ただし、特定の個人が識別しうる場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。

(3) 意見書に対する個別の回答は行わず、市整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。

4 異議の申出先、申出方法、申出に当たっての注意事項

申出先 綾部市役所 農林商工部農政課

申出方法 書面によるものとする。

注意事項 異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印し

て行うこと。

- (1) 異議申出人の氏名及び年齢又は名称及び住所
- (2) 異議申出人に係る農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- (3) 異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日
- (4) 異議申出の趣旨及び理由
- (5) 市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- (6) 異議申出の年月日

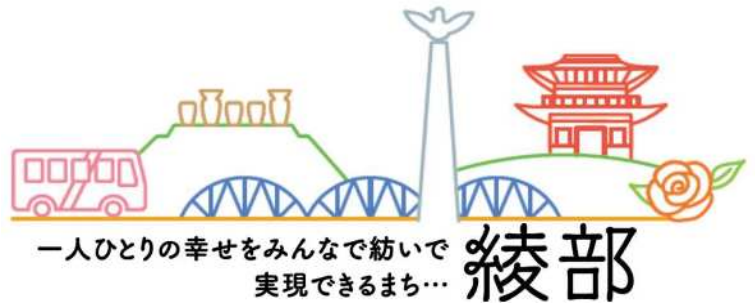
綾部市公告第 1 4 3 号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 4 年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「令和 5 年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、第 3 次試験合格発表以後必要に応じ採用します。



令和4年度第3回

綾部市職員採用試験

事務職員・保育士・保健師・土木技師・建築技師・消防職員



あなたのその『力』
綾部市民のために活かしませんか！



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	平成6年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和5年3月までに卒業見込みの方	一般事務に従事
保育士	若干名	平成6年4月2日以降に生まれた方で、保育士、幼稚園教諭の両方の資格を有する方、又は採用までに両方の資格を取得見込みの方 なお、資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、採用までに資格取得ができなかった場合は、採用されません。	子育て支援業務に従事
保健師	若干名	昭和62年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方、又は採用までに免許取得見込みの方 なお、免許取得見込みでこの試験に合格した方が、令和5年に実施される国家試験に不合格になった場合は、採用されません	保健関係業務に従事
土木技師	若干名	昭和62年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校又は高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和5年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(土木)を修得した方又は修得見込みの方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1)昭和62年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方 (2)昭和62年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和5年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(建築)を修得した方又は修得見込みの方	建築関係業務に従事
消防職員	若干名	平成6年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和5年3月までに卒業見込みの方	消防・救急業務に従事

※令和4年度内に受験された方は、同一職種を重複して受験することはできません。

- ※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。
- ～ 地方公務員法第16条(抄) ～
- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員

2 試験の日時及び場所

	日 時	場 所
第1次試験	令和5年1月22日(日) 午前9時30分 (受付:午前9時から)	綾部市役所 (綾部市若竹町)
第2次試験	令和5年2月4日(土) ※ホームページで通知します。	
第3次試験	令和5年2月下旬 ※詳細は、第2次試験合格者に文書で通知します。	

※ 自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

3 試験の内容

試 験 内 容		
第1次試験	一般教養試験 (全職種共通)	公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験(社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能)択一式。出題数40題。試験時間120分。試験問題は学歴別。
	適性検査 (全職種共通)	職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる筆記試験。出題数100題。試験時間10分。
	専門試験 (土木技師) (建築技師)	専門的知識についての筆記試験。択一式。出題数30題。試験時間90分～120分。試験問題は学歴別。
第2次試験	作文試験 (全職種共通)	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験
	面接試験 (全職種共通)	人物評価
	体力測定 (消防職員)	体力診断テスト(握力、長座体前屈、反復横とび等) 運動適正テスト(立ち幅とび、上体起こし、20mシャトルラン等)
第3次試験	面接試験 (全職種共通)	人物評価

4 受験申込手続及び申込受付期間

申込書 入手方法	申込書は、市役所職員課にて配布しています。 綾部市ホームページ (http://www.city.ayabe.lg.jp/) からでもダウンロード可能です。
申込方法	採用試験申込書に必要事項を記入し、本人署名の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、無帽、正面向き）を貼り、申込先へ <u>直接持参又は郵送</u> してください。郵送で申し込まれる場合は、 <u>必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験申込書在中」と朱書してください。</u> ※インターネット（電子メール）での申込受付は行っておりません。 ※受験票が令和5年1月19日(木)までに到着しないときは、下記の申込先までご連絡ください。
申込先	〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市 市長公室職員課 職員・人事担当 TEL 0773-42-4228
受付期間	<u>令和4年12月20日（火）～令和5年1月11日（水）</u> <u>午前8時30分～午後5時15分</u> ただし、土曜日・日曜日・休日を除きます。 郵送・持参ともに、締切日の午後5時15分までに申込先へ到着したものに限り受け付けます。 ※受付期間終了後は、どのような理由があっても受付できません。
その他	身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。

※採用試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

5 合格発表

- (1) 第1次合格発表 令和5年1月27日（金）午前10時
綾部市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。併せて、提出物及び第2次試験（令和5年2月4日（土）開催の案内を掲載しますので、必ず発表日に内容を確認してください。
*個別の通知は行いません。
○綾部市ホームページ（掲載期間：令和5年2月4日（土）午前10時まで）
<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による可否の問い合わせには応じられません。
- (2) 第2次合格発表 受験者本人に可否を通知します。
- (3) 最終合格発表 受験者本人に可否を通知します。



6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、「令和5年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和5年4月1日に採用されます。なお、令和5年度綾部市職員採用候補者名簿は、令和6年3月31日まで有効です。
- (2) 保育士及び保健師合格者は、免許及び資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、令和5年3月末日までに資格が取得できなかった場合は、採用される資格を失います。
- (3) 最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人（採用待機者）を含みます。
- (4) 最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

消防職員として採用されると、消防学校で約半年間の研修を受けます。府内の他の消防本部の仲間とともに、寝食をともにしながら、消防士に必要な知識と教養を学び、災害現場で対応できる気力と体力を身に付けるための訓練等を行います。

また、消防学校卒業後は緊急時に対応するため、原則として綾部市内に居住することが必要となります。

7 給与、福利厚生等

区 分	大学の新卒者	短期大学の新卒者	高校の新卒者
初任給 (月額)	185,200円	167,100円	154,600円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

8 試験結果の開示

この試験結果については、綾部市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、学生証等）を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求できる者	不合格者	不合格者	不合格者
開示内容	第1次試験の順位及び総合得点	第2次試験の順位及び総合得点	第3次試験の順位及び総合得点
開示期間	令和5年1月27日(金)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)	第2次試験合格発表の日(通知の日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)	最終合格発表の日(通知の日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(綾部市市長公室職員課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		

試験会場(綾部市役所) 案内図

* 試験会場は駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



【徒歩の場合】

JR綾部駅より約15分

【あやバスの場合】

JR綾部駅よりあやバス志賀南北線「市役所前」下車すぐ。または、あやバス上林線、志賀南北線、東西線、西坂線、篠田桜が丘線、黒谷線、西八田線、紫水ヶ丘公園線「西町二丁目」下車、徒歩約4分

* 綾部市職員採用試験は、皆様の申込みによって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをされた方は必ず受験いただきますようお願いいたします。



■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

TEL 0773-42-4228



そろそろ綾部に帰ってきませんか。
あなたのその『経験』待ってます!

令和4年度 綾部市職員採用試験 ≪社会人経験枠≫



■ 募 集 職 種

事務職員・保育士・保健師・土木技師・建築技師

～綾部市の求める人物像～

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員

■ 受 付 期 間

令和4年12月20日(火)～令和5年1月20日(金)

*持参の場合：土曜日・日曜日・休日を除きます。

受付時間は午前8時30分～午後5時15分です。

■ 申 込 に つ い て

≪申込書の入手方法≫

エントリーシートは、市役所職員課にて配布しています。

綾部市ホームページ (<http://www.city.ayabe.lg.jp/>) からダウンロード可能です。

≪申込方法≫

エントリーシートを綾部市役所職員課まで提出または郵送してください。郵送の場合は、必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験申込書在中」と朱書してください。

*インターネット(電子メール)での申込受付は行っておりません。

■問い合わせ先■ 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市市長公室 職員課 職員・人事担当
TEL0773-42-4228

■試験区分、採用予定人員、受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	昭和57年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、民間企業等に通算して3年以上勤務した経験を有する方	一般事務に従事
保育士	若干名	昭和52年4月2日以降に生まれた方で、保育士、幼稚園教諭の両方の資格を有する方のうち、通算して3年以上保育士又は幼稚園教諭の職務経験を有する方	子育て支援業務に従事
保健師	若干名	昭和52年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方のうち通算して3年以上保健師業務の職務経験を有する方	保健関係業務に従事
土木技師	若干名	昭和52年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1) 昭和52年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方のうち民間企業等に通算して3年以上勤務した経験のある方 (2) 昭和52年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上建築関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	建築関係業務に従事

<職務経験について(全職種共通)>

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当します。ただし、以下の点に注意してください。

- ①「通算3年以上の職務経験」とは、令和4年3月31日までに、週30時間以上の勤務実績が通算で3年以上であることを要します。なお、休業等(1ヶ月以上の病気休暇、育児休業)の期間は、勤務実績として通算できません。
- ②職務経験が複数期間の場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限ります。
- ③設計又は施工管理の経験とは、土木又は建築構造物の築造・改修工事についての設計や、監理技術者、現場代理人等としての施工管理経験が該当します。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員

2 試験の内容

区 分	試 験 内 容
第1次試験	書類選考試験： エントリーシートを審査し、合格基準点に達する者を選考
第2次試験 (2月4日)	作文試験：文章表現力、課題理解力、文章構成力を評価 面接試験：人物評価
第3次試験 (2月下旬)	理事者面接試験：人物評価

3 受験申込手続



エントリーシート 入手方法	綾部市ホームページ (http://www.city.ayabe.lg.jp/) からエントリーシートをダウンロードしてください。 *プリントアウトする場合は、必ずA4版サイズの白紙に黒色インクで印刷してください。 *ダウンロードできない場合は職員課までご連絡ください。
申込方法	エントリーシートに必要事項を記入し、本人署名の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、無帽、正面向き)を貼り、下記申込先へ <u>直接持参又は郵送</u> してください。 郵送で申し込まれる場合は、 <u>必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験エントリーシート在中」と朱書してください。</u> ※インターネット(電子メール)での申込受付は行っておりません。
申込先	〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市 市長公室職員課 職員・人事担当 TEL 0773-42-4228

受付期間	<p>令和4年12月20日（火）～令和5年1月20日（金）</p> <p style="text-align: center;">*定員に達し次第、受付を締め切ります。</p> <p>*持参の場合：土曜日・日曜日・休日を除きます。 受付時間は午前8時30分～午後5時15分です。</p>
その他	<p>身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。</p>

※試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

4 合格発表

- (1) 第1次合格発表 受験者本人に合否を文書で通知します。
- (2) 第2次合格発表 受験者本人に合否を文書で通知します。
- (3) 最終合格発表 受験者本人に合否を文書で通知します。

※電話等による合否の問い合わせには応じられません。



5 採用時期

令和5年4月1日とします。

6 給与、福利厚生等

(令和4年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	大卒 32歳 職務経験10年
初任給 (月額)	185,200円	271,200円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

■問い合わせ先■
 〒623-8501
 京都府綾部市若竹町8番地の1
 綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当
 TEL0773-42-4228

綾部市公告第 1 4 4 号

令和 5 年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム「中学生国内留学」業務）に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和 4 年 1 2 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

本市の令和 5 年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム「中学生国内留学」業務）について、委託業者の選定にあたり別添「令和 5 年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム「中学生国内留学」業務）に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

令和5年度

飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援
プログラム「中学生国内留学」業務）に関
する公募型プロポーザル実施要領

令和4年12月

綾部市教育委員会学校教育課

1 趣旨・目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で海外への渡航が困難になったことにより、『中学生海外派遣事業』の代替事業として綾部市（以下「本市」という。）が発注する『令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム「中学生国内留学」業務）』に関し、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

（1）業務名

令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム「中学生国内留学」業務）

（2）業務内容

別添1 令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム「中学生国内留学」業務）に係る仕様書のとおり。

（3）業務期間

契約締結日の翌日から令和5年12月31日まで

（4）委託料上限額

3,492,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

＊この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

（5）発注者

綾部市

3 各種資料の提出先（問い合わせ先）

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市教育委員会学校教育課学務指導担当 浪越

TEL：0773-42-4323

FAX：0773-43-0991

e-mail：gakokyoiku@city.ayabe.lg.jp

4 委託予定者の選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

5 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

公 告

- (1) 過去3年以内（令和元年12月1日以降）に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (6) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。

6 スケジュール（予定）

期 日	項 目	備 考
令和4年12月23日（金）	募 集 開 始	ホームページ及び公告
令和5年1月6日（金）	質 問 書 提 出 期 限	電子メール
令和5年1月13日（金）	質 問 書 回 答 期 限	電子メール
令和5年1月20日（金）	参 加 申 請 書 類 提 出 期 限	持参又は郵送
令和5年1月26日（木）	一 次 審 査 結 果 通 知	応募者が <u>6者以上</u> あった場合のみ
令和5年1月26日（木）	二 次 審 査 詳 細 案 内	一次審査通過者にのみ通知
令和5年2月8日（水）	二 次 審 査 プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 及 び ヒ ア リ ン グ	まちづくりセンター 第2会議室
令和5年2月24日（金）	二 次 審 査 結 果 通 知	郵送
令和5年3月中旬	受託者決定・委託契約締結	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

7 応募方法

- (1) 提出書類、様式、提出部数等

別添2 令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム「中学生国内留学」業務）に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧のとおり

(2) 提出方法等

- ① 提出期限：令和5年1月20日（金）午後5時15分【必着】
- ② 提出方法：持参又は郵送による
 ※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 ※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。
- ③ 提出先：上記3に定めるところとする

8 要領等の配付

(1) 要領、提出書類様式及び仕様書の配付方法

- ① 本市ホームページよりダウンロード
- ② 事務局での直接配付

(2) 配付期間

令和4年12月23日（金）から令和5年1月20日（金）まで
 ただし、直接配付は平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

9 一次審査及び二次審査の概要

一次審査

(1) 選定方法

応募者が6者以上あった場合、本業務に関する公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類をもとに書類審査し、上位5者以内を選定する。

(2) 審査基準

①審査項目・配点

項 目	配 点
① 会社概要	10点
② 業務実績・業務遂行能力	10点
③ 業務を行うものの資格、経歴及び実績	10点
④ 業務の全体フロー、スケジュールの適格性	10点
合 計	40点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
10点	10	8	6	4	2

(3) 審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書で通知する。

*通知予定日：令和5年1月26日（木）

二次審査

(1) 選定方法

一次審査通過者（応募者が6者未満の場合は応募者）の中から、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

(2) 応募者が1者となった場合でも業者選定を実施するものとする。

(3) 審査日

令和5年2月8日（水）

通知予定日：令和5年1月26日（木）

(4) 時間配分

参加者ごとに約30分間

①企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20分）

②質疑応答・ヒアリング（10分）

(5) 出席者

参加者ごとに3人以内とし、総括管理者が出席することが望ましい。

(6) その他

提案説明の際、プロジェクタの使用は可能。プロジェクタ及びスクリーンは本市で用意する。パソコンは各参加者で準備すること。

(7) 審査基準

①審査項目・配点

項 目		配 点
業務実施体制 (20点)	①会社概要、業務実績、業務遂行能力	10点
	②業務を行う者の資格、経歴及び実績並びに業務実施能力	5点
	③プレゼンテーションにおける取組姿勢、コミュニケーション能力	5点

企画提案内容 (80点)	①総合的な支援体制・支援内容	15点
	②安全管理体制	15点
	③添乗業務、移動手段など	5点
	④事前説明会、事前・事後研修会など	5点
	⑤研修期間中の研修内容など	15点
	⑥仕様書に示された業務内容に対する代替案、独自提案など	10点
	⑦見積金額	15点
合 計		100点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
15点	15	12	9	6	3
10点	10	8	6	4	2
5点	5	4	3	2	1

(8) 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。

*通知予定日：令和5年2月24日（金）

10 契約の締結

(1) 9により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

*この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

11 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、9により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

(1) 提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(4)の委託料上限額を超えた場合
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) その他委員会が不適切と認めた場合

12 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

- (1) 提出書類：質問書【様式4】
- (2) 提出期限：令和5年1月6日（金）午後5時15分【必着】
- (3) 提出方法：電子メールによる
- (4) 提出先：上記3の定めるところまで
- (5) 回答方法：電子メールアドレス宛ての返信メールによる
- (6) 回答期限：令和5年1月13日（金）

※質問を受け付けたらその旨を電子メールで返信しますので、返信がない場合は電話等で確認してください。

※質問等の内容について電話で確認することがある。

※必要に応じ、質問等の内容を本市ホームページで公開することがある。

13 その他

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (6) 参加申請後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。
- (7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム 「中学生国内留学」業務）に係る仕様書

【全体事業概要】

1 目 的

綾部市の教育の特色の一つである国際理解教育の一環として、広い視野と国際感覚を持ち、国際社会に生きる力を養うことを目的に実施する。

2 主 催

綾部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）

3 概 要

（1）期間

令和5年8月1日（火）～8月11日（金）のうち3泊4日

（2）研修先

日本国内

（3）研修内容

①海外での英語による授業や体験活動の疑似体験

②英語を母語（第一言語）とする外国語講師等との交流

（4）研修生徒および市随行者

令和5年度に綾部市立中学校に在籍している2年生、3年生 15名程度

綾部市役所職員 1名

受託者添乗員 2名（男性、女性各1名とする）

4 事前説明会、事前研修会について

（1）事前説明会

研修生徒、保護者に派遣先の情報や研修準備、質疑応答等の説明会を行う。

（2）事前研修会

研修生徒に対し、研修までに1回以上の事前研修会及び1回の英会話研修会を行う。

5 応募資格

（1）令和5年度に綾部市立中学校に在籍している生徒であること。

（2）本人が積極的に研修参加を希望し、保護者の同意が得られること。

（3）積極的に学習しようとする意思を持ち、規律ある行動ができること。

（4）市外での諸活動に耐えられる健康状態であること。

（5）事前研修会等に必ず参加できること。

（6）綾部市の代表として参加し、現地での体験を学校や地域において、積極的に生かす意欲のあること。

【委託業務内容】

1 業務名

令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム「中学生国内留学」業務）

2 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年12月31日まで

3 業務内容

主な業務内容は次のとおりとする。ただし、必要と認められる事項については、教育委員会と協議するものとする。

(1) 行程、研修内容の企画・手配

研修施設等で海外研修の疑似体験や語学研修を行うため、研修施設等と研修の実施に必要な契約、手続き等を行うこと。

緊急時にはレンタカーもしくは同等手段を手配すること。

随行者の宿泊先ホテルの選定にあたっては、研修生と同一の宿泊施設とすること。

その他、教育委員会との連絡調整や業務を実施するために必要な諸手続業務全般を行うこと。

(2) 研修期間における移動や研修地での添乗業務（綾部市役所発～綾部市役所着まで）

添乗員は、現地での研修生徒の引率、世話、調整等を行うとともに、緊急の場合には適切に対応すること。添乗員は、男女1名以上とし、教育旅行に添乗経験のある者が望ましい。

(3) 研修生徒及び保護者への事前説明会

令和5年6月中に研修生徒及び保護者を対象とした事前説明会を実施すること。なお、説明会の会場は教育委員会が用意する。

(4) 研修生徒に対する事前研修会

令和5年7月中に、研修生徒に対し、1回以上の事前研修会及び1回の外国人講師による英会話研修を行うこと。なお、研修会の会場は教育委員会が用意する。

(5) 旅行手続代行業務

バスの予約及び航空券の手配等、研修生及び随行者の移動手段に必要な手続きを行うこと。

(6) 国内旅行保険の手配

(7) 行程の状況を写真も含め、随時、綾部市のホームページ等に掲載すること。

(8) 業務終了後、研修中の写真を含めた事業報告書を20部作成し、教育委員会へ提出すること。

【その他留意事項】

1 受託者選定後、教育委員会と協議の上、業務の詳細について定めた仕様書を別途作成し、契約締結を行うものとする。

2 本業務委託にかかる費用は、業務完了後に書面をもって委託料の請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、業務の遂行にあたり概算による前払いが必要な経費についてはこの限りではない。

3 業務の実施にあたり、国内における旅行業法その他関連する各種法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図ること。

4 業務の実施にあたり、教育委員会と常に綿密な連絡をとること。また、緊急連絡体系図を作成し、

教育委員会に提出すること。

- 5 業務の実施にあたり、その方針及び条件に疑義が生じた場合には、教育委員会と協議し明確にするとともに、教育委員会の指示に従わなければならない。
- 6 業務の遂行上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。なお、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守ること。
- 7 担当者の変更については、速やかに教育委員会にその旨を報告し、承諾を得なければならない。また、後任への引継ぎは、以後の業務に支障のないように慎重に行わなければならない。
- 8 業務の実施にあたり、何らかの問題が生じた場合には、教育委員会に速やかに連絡し指示を仰ぐとともに、その対処に努めなければならない。なお、その責が受注者にある場合の費用については受注者の負担とする。
- 9 業務の実施にあたり、内容に変更が生じる場合は速やかに教育委員会と協議するものとする。なお、変更に伴う委託料については、教育委員会と協議により決定するものとする。
- 10 新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、事業を延期又は中止する場合がある。なお、延期又は中止による日程、行先及び委託料の変更については、教育委員会と協議により決定するものとする。

令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務(未来応援プログラム「中学生国内留学」業務)に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧

提出書類	様式等	提出部数	記載事項、留意事項	項目など	審査項目との対比
1 参加申請書	【様式1】	正本1	○必ず代表者印押印のこと ○配置予定の総括管理者及び主任担当者について、以下の内容を記載すること ※「総括管理者」：総括的な責任者、管理者として中心となり本業務の遂行にあたる者 ※「主任担当者」：総括管理者の下で実務等を行う者 ①経験年数、保有資格 本業務の遂行に関連する実務の経験年数、保有資格を記載すること ②同種又は類似業務の実績 過去に従事した本業務と同種又は類似業務のうち、過去3年以内のものについて記載すること ③担当する業務体制など 本業務の遂行に係る業務体制などを適宜記載すること	一次審査③ 二次審査・業務実施体制②	
2 業務を行う者の資格、経歴及び実績	【様式2】	正本1・副本5	○下記の事項について記載すること ①総合的な支援体制・支援内容 本業務の目的を達成するための総合的な支援体制・支援内容 ②安全管理体制 研修期間中の安全性の確保、緊急時の対応など ③添乗業務、移動手段など 添乗員の業務内容。バス、航空等の移動手段など ④事前説明会、事前研修会など 保護者、生徒への事前説明会、事前研修の企画、提案内容 ⑤研修期間中の研修内容など 現地での研修カリキュラム内容についての提案など ○横書き、長辺綴じ（両面印刷）とし、全体で20ページ程度とすること ○文字の大きさは10.5ポイント以上とすること ○企画、提案、支援内容についてはできるだけ具体的に記載すること	一次審査④ 二次審査・企画提案内容① 二次審査・企画提案内容② 二次審査・企画提案内容③ 二次審査・企画提案内容④ 二次審査・企画提案内容⑤ 二次審査・企画提案内容⑥	
3 企画提案書	様式任意 (A4版)	正本1・副本5	○見積金額は、要領2の(4)の委託料上限額の範囲内とし、積算内訳書を添付すること ○正本には必ず日付を記載の上、代表者印を押印すること ○見積書は税抜き表記とし、以下の内容を記載すること ①研修生及び随行者の宿泊費、食費及び移動にかかる費用 ②添乗員にかかる費用 ③研修施設利用及び講師派遣等にかかる費用 ④その他、本事業の実施に必要な経費	二次審査⑦ 二次審査・企画提案内容⑦	
4 見積書	様式任意	正本1・副本5	○会社概要や業務実績が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付すること ○業務実績書に記載した業務に係る契約書の写しを添付すること ○直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類	一次審査①・② 二次審査・業務実施体制① 一次審査① 二次審査・業務実施体制①	
5 会社概要・業務実績書	【様式3】	正本1・副本5	○令和4年4月1日以降のもの	一次審査① 二次審査・業務実施体制①	
6 財務諸表	写し可	正本1	○法人税、消費税、本市市税について未納がないことを証明するもの (本市市税については、本市に課税義務がある場合のみ) ○令和4年4月1日以降のもの	一次審査① 二次審査・業務実施体制①	
7 登記簿謄本	写し可	正本1		一次審査① 二次審査・業務実施体制①	
8 納税証明書	写し可	正本1		一次審査① 二次審査・業務実施体制①	

※提出書類のうち、6財務諸表、7登記簿謄本及び8納税証明書については、本市の指名競争入札参加資格審査申請において提出済みの場合は省略可とする。

【様式 1】

参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム「中学生国内留学」業務）に関する公募型プロポーザルによる選定について、下記の書類を添えて、参加を申請します。

なお、当該業務に係る応募資格の要件に該当する者であること及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

	提出書類	提出部数
1	参加申請書【様式1・本様式】	正本1
2	業務を行う者の資格、経歴及び実績【様式2】	正本1・副本5
3	企画提案書	正本1・副本5
4	見積書	正本1・副本5
5	会社概要・業務実績書【様式3】	正本1・副本5
6	財務諸表	正本1
7	登記簿謄本	正本1
8	納税証明書	正本1

《本業務のプロポーザルに係る担当者の連絡先》

部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

※書類送付・質問回答等の連絡先となります。

【様式2】

業 務 を 行 う 者 の 資 格 、 経 歴 及 び 実 績

役 割	氏 名	年 齢	経 験 年 数	保 有 資 格
総括管理者		歳	年	
	同種又は類似業務の実績			
	担当する業務体制など			
主任担当者		歳	年	
	同種又は類似業務の実績			
	担当する業務体制など			
主任担当者		歳	年	
	同種又は類似業務の実績			
	担当する業務体制など			

※表が不足する場合は適宜追加のこと。

【様式3】

会 社 概 要

令和4年12月1日現在

商号又は名称	
住 所	
創 業	年 月 日
営 業 年 数	年
貸借対照表 総 資 本 額	千円
損益計算書 税引前当期利益	千円
常勤職員の数	人

※会社概要が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付すること。

※貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期利益は、直前営業年度の数値を記載すること。

業 務 実 績 書

過去3年以内（令和元年12月1日以降）において、中学生、高校生を対象とした英語研修業務
又はそれに類する業務の受注実績

	1	2	3
業 務 名			
契 約 金 額	円	円	円
履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
発 注 機 関 名			
業 務 の 概 要 等			

※契約書の写しを添付すること。

【様式4】

質 問 書

令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム「中学生国内留学」業務）に関する公募型プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

質 問 事 項	質 問 内 容

会 社 名	
代 表 者 名	
部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

※質問内容が容易に理解できるよう、できるだけ具体的に記載してください。

※質問書の提出は、原則として各者1回とします。

※質問書は、令和5年1月6日（金）午後5時15分まで（必着）に提出してください。

また、質問に対する回答は、令和5年1月13日（金）までに電子メールで返信します。

※原則として、電話及び口頭による質問は受け付けません。

※質問を受け付けたらその旨を電子メールで返信しますので、返信がない場合は電話等で確認してください。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用又は提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止に努め、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を自らが行い、発注者が承諾した場合を除き、第三者に再委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者が、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されたすべての資料等は、その契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

綾部市公告第145号

水量水質安定的対策事業、川糸町外（丹波大橋）配水管布設替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和4年12月26日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第504 133号
- (2) 工 事 名 川糸町外（丹波大橋）配水管布設替工事
- (3) 工事場所 綾部市川糸町外（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、水量水質安定的対策事業に伴う配水管布設替を行うものです。工事区間は一級河川由良川の河川区域内の重要構造物（堤防）の開削工事であり、堤防内の深部に布設された不要既設管の撤去工事も含まれるため十分な施工管理が求められます。また生活道路と重複した区間もあり、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策にも万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要
- A工区 [左岸]
- 配水管布設工 WEETA-13.6
W200S L=32m W200 L=9m
- 下水道管布設工 WEETA-13.6
W200S L=15m
- 管更生工 L=6m
- 仮設工 一式
- B工区 [右岸]
- 配水管布設工 WEETA-13.6
W200S L=12m W200 L=4m
- 配水管布設工 DCIP(GX)φ200 L=4m
- 管更生工 L=14m
- 仮設工 一式
- (6) 予定工期 令和5年1月31日から
令和5年3月31日まで（60日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に水道施設工事のA等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 令和4年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、水道施設工事の総合評点が750点以上であること。
- (4) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時2名以上雇用しているものであること。
- (5) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額1,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の水道施設工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 水道施設工事に係る技術者を、主任技術者又は監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の主任技術者又は監理技術者にはなりません。

3 提出書類

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書
 - ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。
- (2) 技術資料及び資格者証等の写し
 - ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
 - 紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
 - ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）

- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、主任技術者又は監理技術者の法令による免許欄には、2（7）に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2（8）を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

- ①期間 令和4年12月26日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は2,380円です。

（2）入札参加申請書の受付

- ①期間 令和5年1月5日（木）午前9時から午後6時まで
令和5年1月6日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で1月5日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- （1）入札通知書及び非指名通知書については、令和5年1月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- （2）非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和5年1月13日（金）から
令和5年1月16日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和5年1月18日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファッ

クスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①期間 令和5年1月23日(月)午前9時から午後6時まで
令和5年1月24日(火)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年1月25日(水)午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

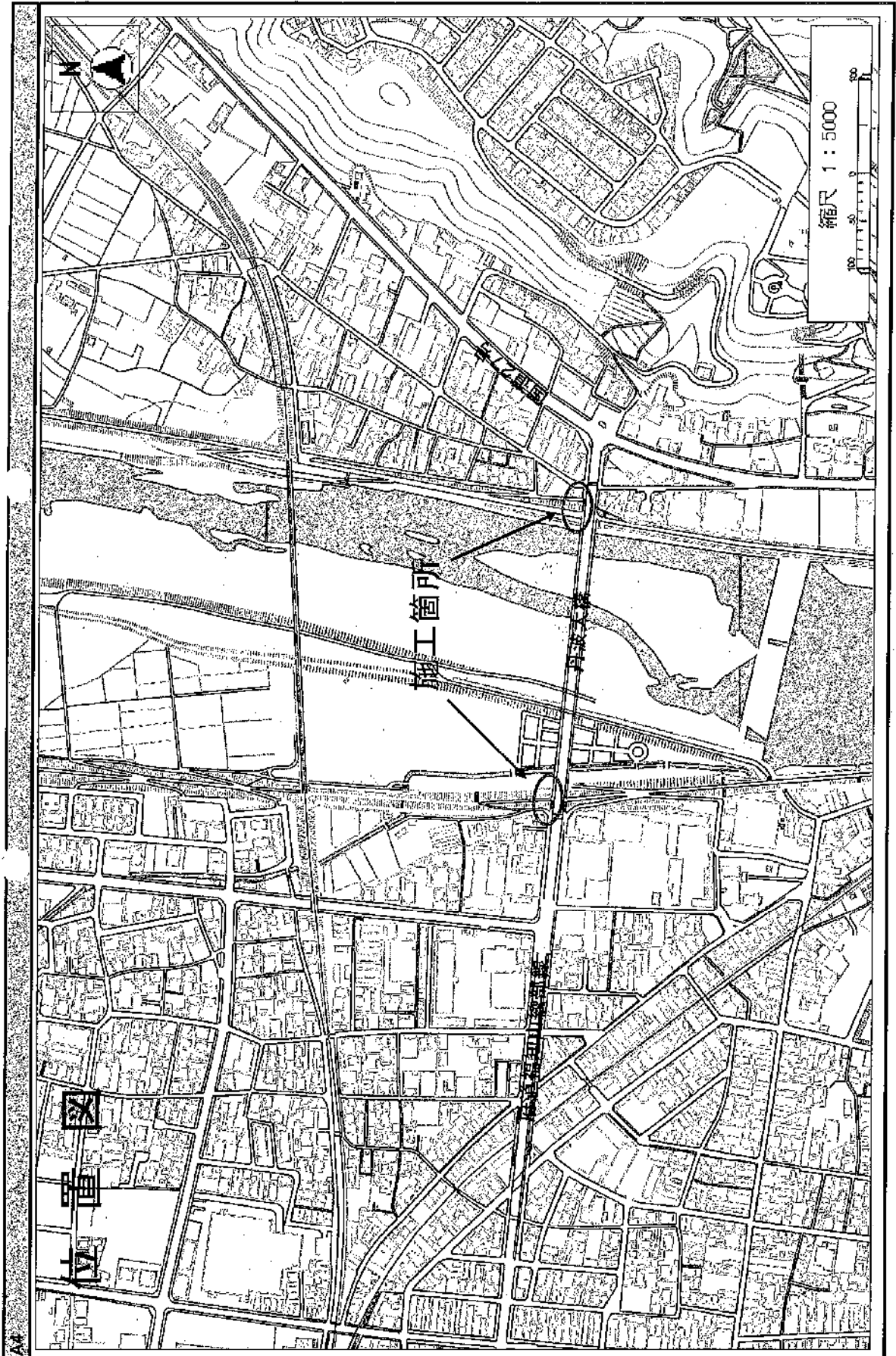
1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置



綾部市公告第146号

水量水質安定的対策事業、第二浄水場非常用電源設備更新工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和4年12月26日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第504 132号 |
| (2) 工 事 名 | 第二浄水場非常用電源設備更新工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市里町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 第二浄水場電気設備
非常用電源設備
直流電源装置盤更新 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和5年1月31日から
令和5年3月31日まで（60日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年12月26日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は510円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年1月5日(木)午前9時から午後6時まで

令和5年1月6日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で1月5日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年1月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年1月13日(金)から

令和5年1月16日(月)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和5年1月18日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにフ

アクセスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和5年1月23日(月) 午前9時から午後6時まで
令和5年1月24日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出1月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年1月25日(水) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

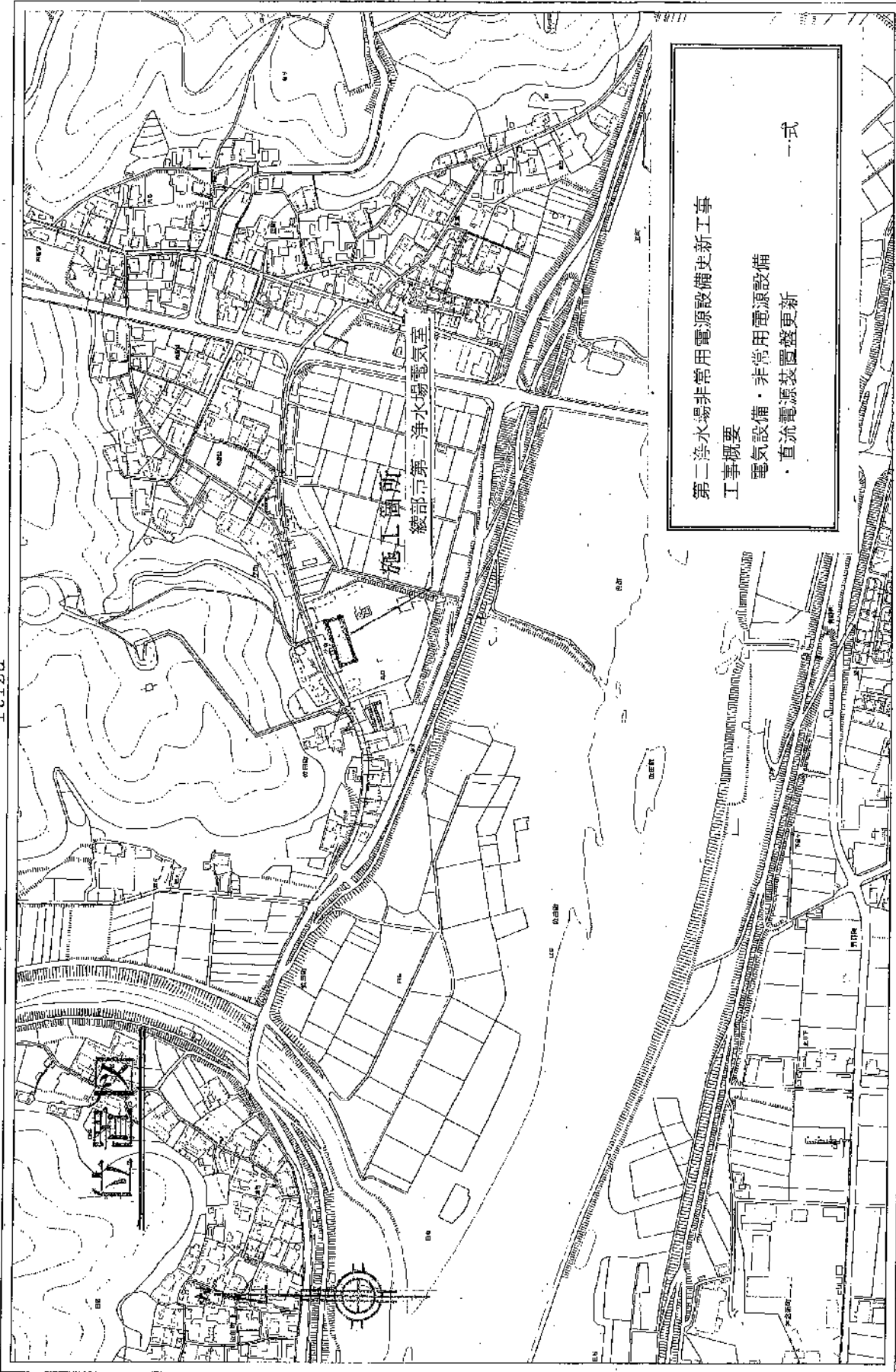
- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

itizu



第二淨水場非常用電源設備更新工事
 工事概要
 電気設備・非常用電源設備
 ・直流電源装置更新
 一式

1:5000

(C)2018 ZENRIN CO., LTD. (222JH第457号)

綾部市公告第147号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第13条第1項第1号に基づく指定業者を次により公表します。

令和4年12月28日

綾部市長 山崎善也

1 新たに指定する業者

事業所名	代表者氏名	所在地	指 定 日
本田管工業	本田 恵介	舞鶴市南浜町28番地4	令和5年1月1日

指定申請内容

指定番号	事業所名	代表者氏名	所在地	技術者数
226	本田管工業	本田 恵介	舞鶴市南浜町28番地4	1

綾部市上下水道事業管理規程第6号

綾部市上下水道部就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月19日

綾部市長 山崎善也

綾部市上下水道部就業規程の一部を改正する規程

綾部市上下水道部就業規程（昭和44年綾部市水道課管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第20条の2見出し中「による退職」を削り、同条中「定年による退職」を「職員の定年」に改める。

第26条の2を削る。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市上下水道事業管理規程第7号

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月19日

綾部市長 山崎善也

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程

第1条 綾部市企業職員給与規程（昭和44年綾部市水道課管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第43条第1項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

企業職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100

	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
再任用職員以外の職員	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600	381,300				
95		295,200	343,100	381,600				
96		295,600	343,500	381,900				
97		295,800	343,700	382,200				
98		296,100	344,100	382,500				
99		296,500	344,500	382,800				
100		296,900	344,800	383,100				

上下水道事業管理規程

	101		297,100	345,100	383,400			
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 綾部市企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第1章の章名を削る。

第2条から第4条までを次のように改める。

(常勤職員等の給与)

第2条 条例の適用を受ける職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。）を除く。）の給与の額及びその支給方法並びに初任給、昇給、昇格の基準については、この規程に別段の定めがあるものを除くほか、綾部市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年綾部市条例第6号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける市長事務部局の職員の例による。

(給料表等)

第3条 給料表は、別表第1のとおりとする。

2 職員の職務は、その内容及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類は別表第2に定めるところによる。

(特殊勤務手当)

第4条 特殊勤務手当の名称、区分、金額及び適用範囲は、次のとおりとする。

名称	区分	金額	適用範囲
水道手当	1回	500円以内	上下水道部上水道課に勤務する職員で、勤務日の勤務時間外、週休日及び休日等の事故対応等に備え待機した職員

2 特殊勤務手当は、月の初日から末日までを計算期間として、その月分を翌月給料支給日に支給する。

第2章の章名を削る。

第5条を次のように改める。

(加算を受ける職員及び加算割合等)

第5条 期末手当及び勤勉手当の加算を受ける職員及び加算割合等は、別表第3に掲げるとおりとする。

第6条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第6条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、第2条から前条までの規定にかかわらず、綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年綾部市条例第95号）の適用を受ける市長事務部局の職員の例による。

第7条から第14条までを削る。

第3章から第12章までを削る。

附則第1項の見出しを削り、附則第2項の前の見出しを削り、附則第4項の前の見出しを削り、附則に次の2項を加える。

6 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の

級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

7 前項に規定するもののほか、職員が60歳に達した日後における当該職員の給料月額については、給与条例の適用を受ける市長事務部局の職員の例による。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第3を次のように改める。

別表第3

給料表	職務の級等	加算割合
企業職給料表	7級の職員	100分の15
	6級の職員	
	5級の職員	100分の10
	4級の職員	
	3級の職員	100分の5

別表第4及び別表第5を削る。

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の綾部市企業職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）別表第1の規定は令和4年4月1日から、改正後の給与規程第43条第1項の規定は令和4年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の綾部市企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
(経過措置)
- 第2条の規定施行の際、従前の規定によってなされた職員の給与に関する決定及び手

続は、この規程の各相当規定によってなされたものとみなす。

(その他)

- 5 前4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、綾部市一般職員の給与に関する条例（昭和26年綾部市条例第6号）の適用を受ける市長事務部局の職員の例による。

綾部市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月5日

綾部市教育委員会
教育長 村上元良

綾部市教育委員会規則第6号

綾部市就学援助規則の一部を改正する規則

綾部市就学援助規則（平成30年綾部市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（様式第1号）」を削り、同条第2項中「（様式第2号）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、小学校第6学年時に認定を受けた中学校入学予定者の保護者は入学前就学援助費受給申請書の提出を省略することができる。

第6条第1項中「、その結果を様式第3号により」を削る。
様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市教育委員会告示第18号

綾部市立小・中学校遠距離通学費補助金支給要綱（昭和49年綾部市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月5日

綾部市教育委員会
教育長 村上元良

第4条第1項中「綾部市教育委員会」を「綾部市教育委員会教育長」に改め、同項中「委員会」を「教育長」に改め、同条第2項中「委員会」を「教育長」に改める。

第5条、第6条及び第8条中「委員会」を「教育長」に改める。

様式第1号中「綾部市教育委員会」を「綾部市教育委員会教育長」に改め、「圃」を削り、「第5条」を「第4条」に改める。

様式第2号中「圃」を削る。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号

第 号
年 月 日

綾部市立 小(中)学校
校長 様

綾部市教育委員会
教育長 印

年度綾部市立小・中学校遠距離通学費補助金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度綾部市立小・中学校遠距離通学費補助金について、下記のとおり支給することに決定したので、綾部市立小・中学校遠距離通学費補助金支給要綱第5条の規定に基づき通知します。

補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額 円

様式第4号中「綾部市教育委員会」を「綾部市教育委員会教育長」に改め、「圃」を削り、「第9条」を「第8条」に改める。

様式第5号中

「

学校長 圃 を

」

「

綾部市立 小(中)学校 に改める。
校長

」

附 則

この告示は、令和4年12月5日から施行する。

綾部市教育委員会告示第19号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和4年度第9回（12月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和4年12月19日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和4年12月23日（金）10時00分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）

選挙管理委員会告示

綾部市選挙管理委員会告示第104号

綾部市選挙管理委員会委員及び補充員の異動は、次のとおりである。

令和4年12月16日

綾部市選挙管理委員会

委員長 中 田 誠 治

区 分		氏 名	住 所
新	委 員	中 田 誠 治	綾部市上野町上野1番地の2
		吉 崎 進	綾部市上杉町小嶋30番地
		高 橋 秀 文	綾部市忠町段10番地
		梅 原 静 代	綾部市小呂町宮ヶ迫3番地の6
	補 充 員	前 田 拓 己	綾部市志賀郷町宮ヶ鼻3番地
		徳 丸 聡 子	綾部市岡町下山27番地の141
		黒 田 美 鈴	綾部市小西町荒神下21番地
		渋 沢 ますみ	綾部市睦寄町市場14番地
旧	委 員	中 田 誠 治	綾部市上野町上野1番地の2
		西 田 愛 子	綾部市老富町小谷3番4番合地
		吉 崎 進	綾部市上杉町小嶋30番地
		高 橋 秀 文	綾部市忠町段10番地
	補 充 員	梅 原 静 代	綾部市小呂町宮ヶ迫3番地の6
		前 田 拓 己	綾部市志賀郷町宮ヶ鼻3番地
		徳 丸 聡 子	綾部市岡町下山27番地の141

綾部市選挙管理委員会告示第105号

令和4年12月16日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

令和4年12月16日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中田誠治

住 所 綾部市上野町上野1番地の2

氏 名 中 田 誠 治

綾部市選挙管理委員会告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、次の者を綾部市選挙管理委員会委員長職務代理者に指定した。

令和4年12月16日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中田 誠 治

住 所 綾部市上杉町小嶋30番地

氏 名 吉 崎 進

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月19日

綾部市長 山崎善也

綾部市公平委員会規則第2号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成17年綾部市公平委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第28条の4、第28条の5及び第28条の6」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の第2条第1項第2号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第22条の4第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」とする。

第3条 この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6の規定により採用された場合における改正後の第2条の規定の適用については、なお従前の例による。

綾部市十倉財産区告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第296条の規定に基づき、次の事件について令和4年12月23日綾部市十倉財産区議会を綾部市十倉財産区公会堂に招集する。

令和4年12月12日

綾部市十倉財産区管理者

綾部市長 山崎善也

付議事件

令和3年度綾部市十倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について